

平成20年度 第5回三重県公共事業評価審査委員会議事録

1 日 時 平成20年11月6日(月) 9時05分～16時35分

2 場 所 三重県建設技術センター鳥居支所 2階会議室

3 出席者

(1) 委員

葛葉泰久委員長、大森達也副委員長、鈴木宏委員、田中彩子委員、南部美智代委員  
森下光子委員、野口あゆみ委員

(2) 事務局

県土整備部

公共事業総合政策分野総括室長

公共事業運営室長

河川・砂防室長

港湾・海岸室長

鈴鹿建設事務所 事業推進室長

伊勢建設事務所 事業推進室長

志摩建設事務所 鳥羽地域プロジェクト推進室長

志摩建設事務所 事業推進室長

尾鷲建設事務所 事業推進室長

熊野建設事務所 事業・用地推進室長 他

農水商工部

森林保全室長 他

環境森林部

森林保全室長 他

4 議事内容

(1) 三重県公共事業評価審査委員会開会

(公共事業運営室長)

定刻から5分遅れとなりましたが、ただ今から平成20年度第5回三重県公共事業評価審査委員会を開催いたします。

本日の司会を務めます事務局の渡辺でございます。どうぞよろしく願います。

座って司会のほう、進めさせていただきます。

本審査委員会につきましては、原則公開ということで開催させていただいております。

本日は傍聴をご希望される方がいらっしゃいますので、ここで入場していただきたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

(委員長)

委員の皆さん、いかがでしょうか。傍聴の方々にお入りいただいて公開での審議をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員のうなずき有り)

はい、じゃ、お入りいただきてください。

(公共事業運営室長)

本日は10名の委員中、6名の委員にご出席いただきましたので、三重県公共事業評価審査委員会条例第6条第2項に基づき、本委員会の会議が成立することをご報告いたします。

それではまず、お手元の委員会資料のご確認のほう、お願いしたいと思います。資料は全部で11資料用意してございます。赤いインデックスで1番から11番まで付けており、その内、資料の8番目には青いインデックスで14、17、18、19、20の5冊を、それから、同じく赤いインデックスの資料9には、青いインデックスで504、505の2冊を、また、資料10のほうには、青いインデックスで1、3、4、26、507、508の6枚を添付しております。よろしいでしょうか。

それでは、議事次第2番目の委員会の所掌事務および議事進行につきまして、事務局のほうから説明させていただきます。

(事務局)

事務局を担当しております県土整備部公共事業運営室の堤です。私のほうから「委員会の所掌事務および議事進行」について説明させていただきます。

「委員会の所掌事務および議事進行」についてですが、これまでと同様にご審議を行っていただきますので、主要な点のみの説明とさせていただきます。

なお、傍聴の皆様におかれましては、受付でお渡ししました「平成20年度三重県公共事業評価審査委員会について」という資料をご参照いただきたいと思います。

本日は、三重県公共事業評価審査委員会条例第2条第1項第1号に基づき、5件の再評価、第1項第2号に基づき2件の事後評価の調査審議をお願いいたします。

再評価におきましては、事業主体が三重県公共事業再評価実施要綱に基づき、5つの視点で自ら再評価を行っております。委員の皆様には、お手元にご用意いたしました「再評価審議メモ」をご活用のうえ、事業主体の評価内容および評価結果についてご審査いただきたいと思います。

なお、事後評価につきましては、後ほど、説明いたします。

次に、審査の進め方でございますが、これまで同様、資料8および資料9の説明資料と正面のスクリーンを用いまして事業主体が説明いたしますので、委員の皆様には説明が終わりましたらご質問をいただきたいと思います。

なお、恐縮ではございますが、ご答申につきましては、できるだけ本日中にいただけますようよろしく願いをいたします。

委員会の所掌事務と議事進行につきましては、以上でございます。

(公共事業運営室長)

委員長、委員会の所掌事務と議事進行についてただ今、ご説明いたしましたが、ここまでで何かご質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

(委員長)

委員の皆さん、何かご質問おありでしょうか。  
特に無いようですので、次、進めてください。

(公共事業運営室長)

それでは議事次第の3番目でございますが、本日、再評価のご審査を願います事業と、それから、再評価対象事業の追加につきまして、事務局のほうから説明いたします。

(事務局)

次に、本日、ご審査をお願いいたします再評価対象事業でございますが、お手元の資料4、審査対象事業一覧表1ページをご覧ください。こちらの審査箇所欄、一番右の欄ですが、再評価対象事業につきましては印が付いております。14番、17番、18番、19番、20番の5事業でございます。説明の順番につきましては、説明者の関係上、まず再評価対象事業の17番、18番、19番の説明を行います。その後、14番、20番の説明を行います。事後評価対象事業につきましては、お昼休みの後で予定しております。

なお、委員の皆様からのご質疑につきましては、説明の後に適宜、質疑応答の時間を設けますので、その都度、お願いしたいと思っております。なお、これら再評価の概要を赤いインデックスの資料5に記載いたしましたので、ご審査の際にご覧いただきたいと思っております。

続きまして、同じく資料4再評価対象事業一覧表1ページ、表の一番下をご覧ください。30番、治山事業、保安林管理道平ノ木線(松阪市)平成15年度採択、再評価理由でございます。今年度、本委員会でご審議をいただきたい事業といたしまして追加をさせていただきました。本事業は、事業着手後、5年を経過して継続中の事業でございます。本日、本事業に関しましては、昨年度から地元調整を含めた事業内容の見直しを行ってまいりましたが、一定の方向性を示せるようになったことから、本日、追加をお願いするものでございます。

以上でございます。

(公共事業運営室長)

委員長、今回、再評価対象事業1件追加するという、本日、審査していただくわけではございませんが、1件追加の了承ということも含めまして、ただ今の説明につきまして何かご質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

(委員長)

委員の皆さん、ただ今の説明で何かご意見、また、ご質問はございませんでしょうか。  
特に無いようですので、審議に入ります。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、河川事業の説明からお願いします。  
本日の委員会終了時間は、概ね 17 時といたします。  
説明者の方は簡潔明瞭にお願いいたします。  
それでは説明を始めてください。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

おはようございます。伊勢建設事務所の事業推進室長の野呂でございます。よろしくお願  
いします。

座らせていただいて説明させていただきます。

それでは、河川事業 17 番二級河川大堀川総合流域防災事業の説明をします。スクリーン  
をご覧ください。大堀川は平成 15 年度に再評価を実施してから 5 年が経過いたしましたの  
で、今回、再評価を行うものでございます。前回評価では B / C がおよそ 19 であり、事業  
の投資効果が十分あると確認され、事業継続の承認をいただいております。

それでは、河川事業目的および内容について説明します。まず、大堀川の河川流域につ  
いてです。大堀川は三重県の南勢地域にある伊勢市、明和町、玉城町の市町境界に位置す  
る平地河川であり、その源を明和町と玉城町の境界にある丘陵地に発し、耕作地の排水路  
を経て河道となり、水田地域を貫流しながら伊勢湾、大淀港に注ぐ総延長 6.4 k m、流域  
面積 10.6 k m<sup>2</sup> の二級河川です。流域内では小高い丘陵地を中心に、柏団地や明星団地な  
どの宅地造成が進められ、また、平地部ではほ場整備事業が進められています。

事業区間の河川の現状について説明します。 の写真は事業区間の下流端に位置します  
防潮水門です。この防潮水門も当該河川事業の一環で整備されたものです。 の写真は事  
業区間の中流部の様子です。左右の護岸は完成し、掘削も進捗率 80%とおおむね完成して  
います。 の写真は事業区間の上流端付近の河道の様子です。改修工事としては、未着手  
部が若干残っている区間です。

大堀川の河川環境の状況ですが、事業区間の殆どが感潮区間であり、河道内の瀬や淵と  
いった変化は少ないものです。河道内の植生としては、改修済み区間において、マコモや  
ガマ等の抽水植物が所々に見られます。河川および沿川に生息している生物としては、コ  
イやオイカワといった魚類、カワウやセッカ等の鳥類等が確認されています。大堀川は田  
園地帯を貫流する河川であり、豊かな自然が残されています。

近年の被害状況について説明します。写真は事業区間の上流端付近における平成 11 年 6  
月の集中豪雨時の被害の状況です。大堀川は平野部の緩流河川であることから、出水時  
には大堀川本川の水位が高くなり、被害が近年、頻発しております。これらの対策として、  
大堀川の改修による水位低減が期待されます。

次に、事業の概要について説明させていただきます。事業の目的は浸水被害を解消する  
ために、河川改修により流下能力を確保し、治水安全性を確保することにあります。事業  
の内容は主に河積を確保するための河道拡幅と、河床掘削、護岸工、また、橋や堰などの  
横断構造物の改修となっております。また、改修計画の計画規模は、氾濫域の資産状況や、  
流域面積などを考慮して 15 年確率で設定をしております。また、計画流量は毎秒 200 t で  
す。

事業期間と事業区間について説明します。事業期間は昭和 56 年度から平成 23 年度まで

です。事業区間は大淀港と合流する地点から、伊勢市柏町地先までの3.54kmの区間です。国道23号の下流右岸側に、伊勢市の管理河川である新東堀川という支川が流入しています。この支川も流下能力が十分でないため、延長720mについて、伊勢市により改修が進められています。河川改修をするに当たっては、河道が単調になりがちな感潮域では、スポット的に捨石工を施し河岸の空隙を創出することで、魚類の生息、生育環境を保全するよう工夫していきます。また、上流部では河床掘削時に、河床に変化を持たせるなど多様な生物の生息環境にも配慮する計画となっております。

次に、事業費について説明します。前回再評価時には、全体事業費として大堀川本川と支川の東新堀川の改修事業を見込んでおりました。これは大堀川本川の背水が支川東新堀川に及ぼす影響を検討したためでございます。本川の背水影響区間である国道23号までを計画に含めておりました。今回、この支川につきましては、管理者である伊勢市との協議を行い、平成16年度より新規事業が採択され、伊勢市による別途事業にて整備することとなりましたので、支川部は見込まれていません。よって全体事業費は約51億円となっております。

次に、再評価の結果について説明いたします。まず、現在までの事業進捗状況および今後の実施予定内容について説明させていただきます。国道23号より下流の区間については、概ね完成しております。国道23号より上流の区間につきましては、拡幅と護岸工はおおむね完成しており、河床の掘削と築堤が残っております。この表は先の図の内容を取りまとめたものです。事業費による進捗率は、平成20年までで91%となっており、残り9%については、平成23年度末の完成を目標に整備を進めてまいります。

次に事業を巡る社会経済上の変化について説明します。大堀川沿川では、近年においても農地冠水や家屋浸水が発生するなど、頻発する浸水被害から、河川整備の早期進捗が要望されています。先ほど説明しましたように、支川東新堀川は伊勢市にて別途整備することになりました。このほか、平成17年11月1日に伊勢市、二見町、小俣町、御園村の1市2町1村が合併し、新しい伊勢市となっております。

次に、想定氾濫区域図を示します。仮に大堀川の事業を行わない場合に、どの区域でどの程度の浸水が発生するかについて、氾濫計算で求めたものが想定氾濫区域図となります。この図は15年に1回の確率で降る雨によって浸水が想定される区域を示しております。河川改修が実施されると、15年に1回の規模までの雨に対して浸水が防止され、浸水により発生する被害が解消されます。この被害解消分が河川改修によって生じる便益となります。

次に、被害額です。前の画面に示しました15年に1回の確率で降る雨によって想定しました浸水被害は、約81億円です。

次に、年平均被害軽減期待額です。年平均被害軽減期待額とは、降雨の確率規模ごとに被害額を算出しまして、1年当たりの平均被害額を算定するものですが、大堀川におきましては、年平均被害軽減期待額は約39億円です。改修事業にかかります費用は約51億円です。

次に、費用対効果です。画面で示しましたようにB/Cは22.36になります。費用対効果の結果について説明します。氾濫解析結果と、平成20年時点の最新の氾濫区域内資産を用いて費用対効果を改めて分析した結果、B/Cは平成15年度よりやや増加し22.36となります。総便益がやや増加している理由は、前回の再評価時から氾濫解析手法を変更した

ことによるものです。また、総事業費につきましては、前回の再評価時には、大堀川本川と支川の東新堀川分を合わせて総事業としておりましたが、今回の再評価では大堀川本川分のみの総事業費としております。

河川事業に対する地元の意向についてですが、大堀川沿川では、近年も度々浸水被害が発生している状況もあり、大堀川河川改修促進期成同盟会が結成され、地域の発展と安全の確保のために河川整備への強い要望があります。

コスト縮減策について説明いたします。大堀川では、工事に際して築堤盛土工事において、また、旧堤防の掘削発生土の有効活用など、コスト縮減に努めてまいります。また、建設機械の排出ガス、騒音などの環境対策に努めます。

次に、代替案について説明いたします。現在、進めております河道改修案以外では、ダム案と遊水地、調整池案が考えられます。まず、ダム案ですが、流域の大部分が平地で、ダムを設置する適地がありません。次に遊水地、調整池案ですが、これらの整備に当たっては、流域周辺の開発が進んできている中で、新たに用地を取得することや、補償することは困難です。また、過去より河道改修事業を進めている経緯もあり、大堀川では河道改修が妥当と考えております。

大堀川河川事業の再評価の経緯について説明いたします。前回、平成 15 年の再評価委員会において、事業継続の承認をいただいておりますと同時に、まず 1 番、他事業による開発の調整。2 番、環境への影響と県民との議論の場の構築。3 番、経済性、環境文化的価値を考慮した多自然の取り組みおよび草刈等、日常の維持管理の地域住民の参画。4 番、事業進捗見通しなど県民への説明。の 4 点についてご提言をいただきました。1 点目の他事業による開発の調整については、諸開発に対して、都市計画法等に基づき河川管理者として調整を図ります。2 点目の環境への影響等の県民との議論の場の構築については、今後、河川整備計画を策定していく過程において、流域懇談会等の議論の場の構築に努めます。3 点目の経済性、環境文化的価値を考慮した多自然への取り組みについては、まず、単調になりがちな河道流路につきまして、捨石工や河床に変化を持たせることなどにより、多様な河川環境の保全に努めます。また、草刈等、日常の維持管理の地域住民の参画については、自治会委託制度等により、地域住民の参画を促しています。4 点目の事業進捗見通しなど県民への説明については、平成 18 年 12 月に策定された河川整備戦略に基づき今後 15 年の整備目標を示しております。これからも県民への説明努めていきたいと考えます。また、大堀川河川改修促進期成同盟会において定期的な説明を行っています。大堀川では河床掘削時に水際に変化を持たせることにより、植生の回復を図るなど多様な河川環境が保全できるよう考慮しております。

最後に、今後の対応方針について説明いたします。三重県公共事業再評価実施要綱第 3 条の趣旨を踏まえ再評価を行った結果、当事業を継続し、一層効果的な事業執行に努め、早期に治水効果が発揮できるよう事業を推進したいと考えておりますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

それでは、引き続き、河川事業 18 番、二級河川外城田川総合流域防災事業の説明をします。スクリーンをご覧ください。平成 15 年度に再評価を実施してから 5 年が経過しましたので、今回、再評価を行うものです。前回は投資効果が十分あると確認され、事業継続が

承認されております。

それでは、河川事業目的および内容について説明します。まず、外城田川の流域概要です。外城田川はその源を多気町の国束山に発し、多気町から玉城町の北部を東に流下した後、流れを北東方向に変え、伊勢市を貫流して伊勢湾に注ぐ総延長 17.5 km、流域面積 51.67 km<sup>2</sup> の二級河川です。

事業区間の河川の状況について説明します。 の写真は伊勢市の豊浜橋から下流を見たものです。下流部は感潮区間で、両岸がコンクリート張り護岸で固められており、河口に近づくにつれ、植生もまばらになってきます。航空写真からも左右岸で市街地が形成されていることが窺えます。河口付近には干潟が広がり、カニや魚類などの干潟の生物を捕食するサギなどの鳥類を見ることができます。 の写真は伊勢市の中橋から下流を見たものです。事業区間中流は周辺が農耕地となっており、カエル類等が多数確認されております。現在、中橋下流左岸を生物の生息に配慮した環境型ブロックで護岸整備を行っております。

の写真は伊勢市の外城田川橋上流右岸から撮影したものでございます。事業区間上流左岸では市街地が形成されており、国道 23 号が横断しております。

河川の環境状況について説明します。1の(1)は事業区間下流、(2)は事業区間上流を示しています。河道内にはヨシ等が繁茂するとともに、澗筋は蛇行し瀬や淵が見られます。また、河川で確認された生物としては、カワウ、イソシギなどの鳥類や、魚類ではニゴイ、ハマゼ等に加え、希少とされているアブラボテが確認されております。

浸水被害状況について説明します。地形図の青く塗ってあります区間は、昭和 49 年 7 月の七夕台風の実績浸水範囲です。七夕台風では外城田川が町内各所で堤防を越え、随所に被害が発生し、床上浸水 194 戸、床下浸水 523 戸、橋梁流出 1、陥落 1、避難者 193 名に達する大災害であり、多くの被害を被っております。

次に、事業の概要について説明します。事業の目的は、外城田川沿川の浸水被害の防止を目的に、築堤護岸工等の改修により流下能力を確保し、治水安全性を確保することです。事業の内容は主に河積の拡大のための河床掘削や、堤防の引堤、その他、護岸工、橋などの横断構造物の改修となっております。改修規模は 30 年確率で、流量は毎秒 650 t です。

事業期間と事業区間について説明します。外城田川では前回再評価時の時点では平成 30 年度完成としていましたが、残事業費、残事業量を考慮し、5 年延長し平成 35 年度完成を目標とし整備を進めていこうと考えています。整備の進め方としては、磯橋付近から国道 23 号までの区間を整備戦略に位置付けし、整備することを目標にしています。事業区間は河口より約 1.7 km 地点から相合川合流点までの 3.27 km 区間となっております。河川改修をするに当たっては、護岸が整備済みである下流では、河床掘削をする際に、現況の洲を保全することで、生物等の環境に配慮します。また、護岸の整備が必要な上流部は、左岸は環境型ブロックを設置し、植生および魚類等の生息環境の向上を図ります。

次に、事業費について説明します。全体事業費は約 23 億円となっております。この額は平成 15 年度の再評価時点と変更はありません。

次に、再評価の結果について説明します。まず、現在までの事業進捗状況および今後の実施予定内容について説明します。護岸工事においては、磯橋上流まで概ね完了していません。今後は磯橋から中橋までの区間について優先的に事業を進めていきます。

事業の進捗状況を示します。事業費による進捗率は平成 20 年までで 35% となっております、

残りの 65%については、平成 35 年度末の完成を目標に整備を進めていきます。

次に、事業を巡る社会経済状況の変化について説明します。伊勢市は平成 17 年 11 月 1 日に、伊勢市、二見町、小俣町、御園村が合併し誕生しました。周辺地域において商業施設が展開され、伊勢南北幹線道路等の道路網の整備も進みつつあることから、外城田川流域においても、今後の発展が見込まれます。

次に、想定氾濫区域図を示します。仮に外城田川の事業を行わない場合に、どこの区域でどの程度の浸水が発生するかについて、氾濫計算で求めたものが想定氾濫区域図であります。グラフは 30 年に 1 回の確率で降る雨によって浸水が想定される区域を示しています。河川改修が実施されると、30 年に 1 回の規模までの雨に対して、浸水が防止され、浸水により発生する被害が解消されます。この被害解消分が河川改修によって生じる便益となります。

被害額算定表を示します。確率規模 30 年分の 1 の被害額は約 203 億円になります。年平均被害軽減額算定表を示します。年平均被害軽減額は 35.1 億円になります。事業費算出表を示します。既事業費は昭和 58 年度から平成 20 年度まで 8 億 700 万円、残事業費は平成 21 年度から平成 35 年まで 15 億 1,800 万円になります。費用対効果算出表を示します。氾濫解析結果の最新の氾濫区域内資産を用いて費用対効果を改めて分析した結果、氾濫区域内の市街地での被害額が増加したことにより、総便益 757 億円、総費用 22 億円となり、B / C は平成 15 年度時点より増加し、34.43 となりました。

地元の意向についてでございます。河道沿川に学校や多数の人家が存在しており、早期の改修が強く望まれております。

コスト縮減策について説明します。外城田川では、工事に際して周辺事業と連携を図り、発生土を近隣の他事業に利用したり、護岸の材料や新技術の活用などによりコスト縮減に努めています。また、建設機械の排出ガス、騒音等の環境対策に努めます。

次に、代替案について説明します。現在、進められています河道改修案以外では、ダム案と遊水地、調整池案が考えられます。まず、ダム案ですが、ダムサイトとしての適地がありません。次に、遊水地、調整池案ですが、これらの整備に当たっては、流域周辺の開発が進んできている中で、新たに用地を取得することや補償することは困難であり、事業期間も長期化することが考えられます。また、過去から河川改修により事業を進めている経緯があり、外城田川では河道改修が妥当と考えております。

外城田川河川事業の再評価の経緯について説明します。前回、平成 15 年の再評価委員会において事業継続の承認をいただいております。と同時に他事業による開発の調整、県民との議論の場の構築、維持管理の地域住民の参画、段階的目標の住民説明の 4 点についてご提言をいただきました。このご提言に対しての外城田川の対応状況を説明します。1 点目の他事業による開発の調整への対応ですが、諸開発に対して都市計画法等に基づき、幹線管理者として調整を図ります。2 点目の環境への影響等の県民との議論の場の構築への対応については、河川整備計画策定において、流域懇談会等の議論の場の構築に努めます。3 点目の経済性、環境文化的価値を考慮した多自然の取り組み、草刈等、日常の維持管理の地域住民の参画の対応については、護岸整備に当たり、環境型ブロックを採用し、生物環境に配慮し、また、草刈等の維持管理については、美化ボランティア等により、地域住民の参画促進をしております。4 点目の工事着手から長期にわたる事業であるため、段階



的目標を示すなど、県民への説明の対応ですが、平成 18 年 12 月策定の河川整備戦略に基づき、今後 15 年の整備目標を示しています。3 点目の地域参画の事例を示します。NPO など市民団体による清掃活動の様子の写真です。美化ボランティアとして数多くの市民が清掃活動に参加していただいています。

最後に今後の対応方針について説明します。三重県公共事業再評価実施要綱第 3 条の趣旨を踏まえ再評価を行った結果、当事業を継続し、一層効果的な事業執行に努め、早期に治水効果が発揮できるよう、事業を推進したいと考えていますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

それでは、続きまして河川事業 19 番、一級河川桧尻川総合流域防災事業の説明をします。スクリーンをご覧ください。平成 15 年度に再評価を実施してから 5 年が経過しましたので、今回、再評価を行うものです。今回は投資効果が十分あると確認され、事業継続の承認をされています。

それでは、河川事業目的および内容について説明します。まず、桧尻川の河川流域についてです。桧尻川は伊勢神宮外宮の南側に位置する高倉山を源とし、伊勢市市街地を貫流して勢田川に合流する総延長約 4.8 km、流域面積 5.1 km<sup>2</sup>の宮川水系の一級河川であります。流域の大部分は、伊勢市および旧御園村の市街地を流れ、河川沿川において、兩岸ともに宅地化が進み、隣接する工場跡地には大型商業店舗が進出しました。さらに災害医療拠点である山田赤十字病院の建設が計画されております。

事業区間の河川の現状について説明します。 の写真は勢田川との合流点で、左岸側に見えますのが直轄事業で整備された排水機場です。 の写真は事業区間の中央付近に当たります桧尻橋から下流を臨んだ様子でございます。勢田川から桧尻橋にかけて、右岸川の護岸は施工済みです。 の写真は上流区間にあります人道橋上流部の様子です。

水域の特徴としては、全線に渡って感潮域で、河床勾配も緩く、流れも非常にゆっくり流れています。桧尻川やその周辺では、メダカ、コイ、クロベンケイガニが広く全域に確認されています。こちら上流側の状況でございます。

近年の被害状況について説明します。右上にあります地形図の中で、青く塗ってあります区域は、平成 3 年 9 月 19 日の台風 17 号による実績の浸水範囲です。

次に、事業の概要について説明します。事業の目的は、浸水被害を解消するために河川改修により流下能力を確保し、治水安全性を確保することにあります。事業の内容は主に護岸工、河床掘削、橋や堰などの横断構造物の改修となっています。この事業によって流下能力を現況の毎秒 20 t から毎秒 60 t に治水安全度を 30 分の 1 までの向上をすることになります。

事業区間と事業期間について説明します。事業区間は勢田川合流点から指定管理区間の上流端までの 1.66 km です。この事業は平成 6 年度に事業採択、着手しており、平成 40 年度に事業完了を予定しています。これは前回より事業期間を 10 年間延伸しています。平成 15 年度再評価の時点では、平成 30 年度完成としていましたが、昨今の厳しい財政状況を勘案し、全区間の完成を平成 40 年度の目標としました。

次に、改修断面について説明します。桧尻橋を境界にいたしまして、上流区間と下流区

間に大きく分割されます。右図には代表断面を載せております。右上の図は下流区間の断面です。環境に配慮した環境ブロックを取り入れています。右下の図は桧尻橋の上流区間の断面です。鋼管矢板による護岸を計画しています。

次に、事業費について説明します。全体事業費は約 51 億円です。この額は平成 15 年度の再評価時点と変更はありません。

次に、再評価の結果について説明します。まず、現在までの事業進捗状況および今後の実施予定内容について説明します。護岸工事は桧尻橋下流の右岸側は概ね完了しています。用地買収は桧尻橋下流で完了しております。今年度は下流の左岸側で護岸工事を予定しております。

この表は先の図の内容を取りまとめたものです。事業費による進捗率は、平成 20 年度までに 41% です。残りの 59% につきましては、平成 40 年度末の完成を目標に整備を進めています。

次に、事業を巡る社会経済状況の変化について説明します。伊勢市の中心部を流域に持つ桧尻川は、流域内の約 4 分の 3 は市街地であり、JR 線、近鉄線等の鉄道網や、主要幹線道路の国道 23 号など、交通整備が拡充されています。桧尻川の沿川は宅地が集中し、氾濫域には県道宇治山田港伊勢市停車場線等の生活道路としての主要道が含まれています。また、工場跡地には大型商業店舗が進出し、災害医療拠点である山田赤十字病院の建設が計画されております。このように事業開始当初に比べ、交通網の整備も拡充されていること、商業施設等の進出、宅地開発が進んでいることから、今後も治水対策の必要性は高まってきております。

仮に桧尻川の着手時点、平成 6 年度で 30 年に 1 回の規模の雨に対して、どこの区域でどの程度の浸水が発生するかについて、氾濫計算で求めた浸水状況図です。桧尻川の場合には、殆どが掘り込み河道であり、被害の大部分は越水氾濫によって発生するものと想定します。桧尻川における確率規模別の被害額を表に示します。確率規模 30 分の 1 に対する被害額は左右岸合計で 197 億 7,000 万円です。年平均被害軽減期待額は 17 億 8,000 万円です。改修事業にかかる費用は 51 億 2,000 万円です。

費用対効果の結果について説明します。先ほど見ていただいた氾濫解析結果を元に、最新の統計資料を使用して浸水状況に応じて求めた被害額を求めます。同時に確率規模別に被害額を求めて、平均年被害軽減期待額、つまり便益を算出します。これと総事業費との比率から、費用対効果、B / C を算出します。桧尻川で費用対効果を改めて分析した結果、B / C は約 8.0 となりました。前回と比べて、便益 B は減少しましたが、これは氾濫解析手法の見直しによる結果です。

河川事業に対する地元の意向についてですが、当該流域では宮川水系治水事業促進期成同盟会が結成されており、地域発展のためにも早期の改修完了が望まれます。また、地元の船江連合会において要望が提出されるだけでなく、地区新聞にも掲載されるなど関心が高い状況です。

コスト縮減策について説明します。桧尻橋の下流区間では、護岸の裏側に河床掘削で発生した土を入れてコスト縮減を図るとともに、植物が育つような環境をつくるよう計画しました。さらに護岸材料、工法の新技術の活用等によりコスト縮減ができるように配慮します。桧尻川での施工実績と構造形式については、後ほど説明します。また、桧尻川では

河道掘削によって約8万4,000m<sup>3</sup>の残土が発生しますので、周辺事業と連携をとり、発生土を近隣の他事業に利用することにより運搬費の削減等、コスト縮減に努めます。

次に、代替案について説明します。遊水地、調整池案ですが、これらの整備に当たっては、流域周辺の開発が進んできてる中で、新たに用地を取得することや補償することは困難であり、事業期間も長期化することが考えられます。また、これまで平成6年度より河川改修を進めてきた実績もあることから、桧尻川では河道改修が妥当と考えます。

桧尻川河川事業の再評価の経緯について説明します。前回の再評価委員会において、事業継続の承認がされています。と同時に4つの指摘事項がありました。1点目、流域の遊水機能の低下の恐れがあるため、他事業による開発の調整が必要とご指摘がありました。これにつきましては、都市計画法等に基づいて事業主体者と調整を図ります。2点目として、環境への影響等について県民との議論の場を設けてほしいとのご意見がありました。河川整備計画の策定において、流域懇談会等で県民の方からのご意見をいただく場を設けていきます。次に、3点目の経済性、環境文化的価値を考慮した多自然への取り組みや、草刈などの日常における地域住民の参画についてご指摘がありました。環境に配慮して護岸に環境ブロックを導入することや、自治会委託制度などを活用して住民の方に積極的に参加してもらうようにしていきたいと考えております。

最後に事業進捗の見通しについて、県民への説明のあり方についてです。三重県では河川整備戦略に基づいて整備目標の提示をホームページ等で公開しています。引き続き県民への分かりやすい説明と情報提供に努めます。また、宮川水系治水事業促進期成同盟会等の場においても、定期的に事業の説明を行っています。

この画面は先ほどコスト縮減の2点目でも説明しました、勢田川合流点から桧尻橋下流区間での植生の生育環境を創出する護岸の事例構造を示したものです。施工実績の写真は完成後間もない状況ですが、護岸の表面には自然石風の環境ブロックに客土を入れ、植物が育つような環境づくりを図っています。県民への段階的な説明として、宮川水系治水事業促進期成同盟会を通じ説明報告を行っています。

最後の今後の対応方針について説明します。三重県公共事業再評価実施要綱第2条第3項の趣旨を踏まえ再評価を行った結果、当事業を継続し、一層効果的な事業執行に努め、早期に治水効果が発揮できるよう、事業を推進したいと考えておりますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(委員長)

はい、ありがとうございました。ただ今、3事業の説明をしていただきましたけれども、それらの事業は評価の結果、継続したいとの説明をいただきました。それについて委員の皆さんからこの評価判断に関して質問をいただきたいと思います。それで、3事業をまとめてプレゼンテーションしていただいたんですけども、質問はどの河川についてやっていただいても、順次やっていただければと思うんですけど、資料を映していただく都合とかがありますので、できれば頭のほうから。ただ、やはり全部に共通する質問とか、何か色々あると思いますので、あまりそれにこだわらなく、適宜、質問していただければと思います。

一番最初にちょっと私から、全体に関わることで質問をさせていただきたいんですけど。よくお示しになれるB/Cのベネフィットを計算する表で、治水のベネフィット計算のマニュアルの、ページ数で言えば60ページなんですけれど、年平均被害軽減期待額算出表というのがありますけど、これは映りますか。映らなかったら、皆さんにマニュアル見ていただいて説明というか、ここに映していただけますか。急な話で申し訳ないんですけども。例えば大堀川で言うと、16ページを映していただければ、同じもの載っているんで、これで結構です。

これなんですけれど、ここでご説明聞いてて、初めてちょっと不思議に思ったのが、超過確率、大体皆さん1/1、1/2、1/5、1/10って取られますよね。これ、リターンピリオドから言うたら、1、2、5、10、15と、それらしい数が並んでるんですけども、この列で言うと、区間平均のところかな。要は期待値を求めるときに、この間を均一に取って、ここの間を均一に取って、この間を均一に取ってと、マニュアルを見ると掛け算をずっとされてるんですけど、要するに言いたいことは、この間隔とこの間隔とこの間隔の選び方が妥当なのかどうか。それが国総研とか元土研がこうしなさいとおっしゃってるのであれば、もうそれはその通りということで仕方がないというか、いいと思うんですけど。普通、1/2の周りのこの辺りって、ものすごい流量変わるところかなと思うんですよ。ですから、本来、この間って、ここにしましょうか。1/2と1/5って0.5と0.2の間やから、0.3も違いがありますよね。ここって段々狭くなるでしょう。その辺ちゃんと計算してないから分からないんですけど、この選び方がこれが常識的なものなのか。それとも、それなりによく考えられて選ばれてるのか。その辺り、ちょっと背景だけ聞かせていただけますか。別にこれじゃあかんというわけじゃないんですけど。

(河川・砂防室)

河川・砂防室、尾上と申します。よろしく申し上げます。

先ほどの年平均被害額の算定なんですけども、またマニュアルの話ばかりで申し訳ないんですけども、マニュアルの中に、大体確率規模を全体の中で5ケースから6ケース程度、査定をするような形で示されてございまして、その中でやはり確率規模の小さいところについては、起こる確率が高いものですから、なるべく小さく区切ってやると。大きなところになりましたら、当然被害額は大きくなるんですけども、起こる確率そのものが低い状態になりますもので、そこについては範囲を持たずという形で想定の方、されておりますもので。大体平均的に、当然各河川によって確率規模は違うんですけども、大体5ケースから6ケース程度の想定をいたしまして、被害の確率の小さいところについては、なるべく細かく区切った算定をするようにやっております。

(委員長)

多分、私の質問を逆に取られたと思うんですけど、1/1、1/2、1/5のところは細か過ぎるんじゃないかと、私、逆に粗過ぎるのと違うかと言うてるんですね。だから1/15、1/30というのが、見かけでは15と30やから遠く見えるけれど、あれはあんなもんでいいと思うんですよ。でも、細かいところが1/2から1/5というのは、何か粗いような気もする。もっと間が欲しいのと違うかなという気がちょっとしたんですけど、それはま

た検討してください。何が正しいかというのは色々な考えがあると思うんで、それなりにちゃんと背景があるのは分かりましたんで、私も自分で検討してみますけれど、ちょっと不思議に思っただけです。

それからもう1つ、大堀川の19枚目開けていただけますか。最初にB/CのBが変わったのは、ほぼ算定方法が変わったからというのが原因やと理解しているんですけど。コストについては伊勢市管轄の東新堀川ですか、あちらに事業費が移ったとか、あちらがやってくたさるから下がったというように理解したんですけど。その場合って、例えば極端なこと言うと、色んなところが事業主体がボコボコ出てきたとして、仮にね。それらが全部やるから、1つのベネフィットが出るという場合、全部でこの計算をやり出すと、コストが分散されてB/Cがどんどん大きくなるような気がするんですね。言いたいことは、ある部分、市のほうに行ったと。全くその市のほうが何もやらなかったときのベネフィットがこの額であれば、それでいいんだけど。県はお金を使わへんのだけれども、ベネフィットを計算するとき、市がやった工事の効果も含まれてたら、それって何か市がまた別にこういう評価をやられたときに、ダブルカウントになるんと違うかなという気がするんですけど。そのあたり、何か特別のルールというか、どういう考えでやってらっしゃるのかというの、簡単に説明していただけますか。・・・(テープ交換)・・・

(河川・砂防室)

大堀川の本川のみを氾濫解析の対象として、その氾濫ブロックとか破堤点も本川からの破堤で氾濫という形のもとで解析しております。本川のある部分が氾濫したときに生じる被害、それが便益という形で、本川での検討をさせてもらってます。

(委員長)

だからBにしてもCにしても、完全に切り分けてやられてるという考えでよろしいわけですね。分かりました。他の委員の方、ご質問ありましたら。委員。

(委員)

とても単純な質問なんですけど、今のB/Cを出すために被害総額というのが非常に基礎となっているっていうのはよく分かるんですけど。最初の大堀川の被害、14番目ですけど、15年に1回の確率っていう数字をお使いですけど、外城田川と桧尻川、30年に1回というふうにされてる理由というか、30年になれば大きいですね、大雨が降ることも多いので。それは何か川の格付けか何かで、その取り方が違うのか、何か理由があるのかどうか聞かせてください。

(河川・砂防室)

河川・砂防室、西澤といいます。

今回、B/Cを出すに当たって、一番大きなのは、現在の河川の改修を計画している規模でやるとるわけで、大堀川については1/15の計画、外城田川等については1/30ということになるわけですけども。

河川の改修規模につきましては、これといって決まった、これにしなさいというように

決まったものではありませんで、川の状況、川の重要度、流域の状況などによって色々基準というか、幅を持った基準が決められております。例えば三重県で言いますと、宮川であったり、櫛田川といった大きな国が管理しているような大きな川ですと、100年に1回、1/100というような大きな基準でやっておったり、もうちょっと三重県でも都会の四日市のほうでやられている川ですと、1/80と、そういった形で、川の状況によって変わっております。

今回の場合は、そういったものを勘案して1/30と1/15というふうに、流域の状況によって考えて設定をしておるということでございます。

(委員長)

よろしいですか。続けてご質問あれば。

(委員)

15が30になったら、かなり数字は違うんですか。もしこの大堀川。あんまり関係ないですか。

(伊勢建設事務所)

伊勢建設事務所の広田と申します。

委員のご質問ですけれども、15が30になった場合ですね、大堀川の流域につきましては、田園地帯が殆どでございます。確率規模が高くなるということになると、河川の流下断面、計画断面が大きくなるという形になりますので、大堀川の場合につきましては、少し低くなるのかなと。B/Cがね。で、あまり低くなると、ちょっとどうなんかなというふうなこともございますので、15分の1でこれぐらい。要するに川の状況と違って、川が及ぼす影響の流域の状況等を勘案して計画規模を決めてるということで、私ども理解しておるんですけれども。

(委員)

ありがとうございます

(委員長)

では、他の委員。委員、お願いします。

(委員)

ちょっと事業費のことでお聞きしたいんですが。以前も何かこんな質問があったかなとも思うんですが。再評価対比の13ページの外城田川の事業費ですが、これ経費削減、削減で言ってますけど、平成15年度の再評価時と平成20年度の再評価時の全く数字が全て一緒って、時代が流れて人件費等、諸経費等も上がってる中で、これ全く同じ数字というのは何でかなと思ったのと、それも一緒に、もう1件、次の桧尻川の14ページのとも、少しだけ上のほうの単価が違うところあるんですが、帳尻合わせのようになぜか一番下の数字は一緒になってるというのは、これってどういう、予算の関係上、これだけの予算を付けな

いと次期は出ないから、これだけは消化したいとかいうような形なんですか。

私、思うんですけど、こういう県の事業や各市町村の事業でも、きちっとした数字を出したら、それを使いこなさんと次の事業費がいただけないから、必ず数字を出すというような話も聞いてるんですが。こういうことは県のほうとしても、今回は節約するけど、次はもう少し予算があるようやったら、僕とこは大きい事業するから、もっと予算が欲しいから、それも県はそれなりに理解して下ろすようにしたらいいけど、君とこは去年、少なかったんやから、今年そんなにやらへん、事業費より使たんは少なかったんやから、やらないって、そういう行政のあり方でなしに、節約できるとこは節約して、数字も減らして、本当に要るときに数字をいただけるような行政のあり方のような計算していただけたらと思うんですが、これってどういう算出方法でしょうか。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

これについてはですね、事業期間もずっと長くありまして、この5年間では、そんなに変わっていないというふうに基本的には考えております。物価的には色々ございますけども。若干修正してあるような部分は、コスト縮減で生じた分とか、そういうことはありますけども、基本的にはこの5年間ではあまり変わっていないというふうに考えております。

(委員)

そう言われたら、そう理解する以外にないか。これって本当になんか数字合わせのよう  
にいつもきちっとした数字が並んでるんで、いつもうーんこんなかなと思って見させて  
いただけてるんですが、また、今後そういったことも考えていただきたいと思います。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

よく分かりました。気をつけます。

(委員長)

委員。

(委員)

それに続いて、私も質問なんですけれども、外城田川と桧尻川のほうは、事業年度が5  
年増しと10年増しになってるんですよ。で、それでコスト縮減、そこでしたのかなとは  
思うんですけど、委員がおっしゃるように、こんだけ年数が増えてても、本当にお尻が合  
っているというのは不思議だなというような、逆にもしかすると、年数増えてたら、増え  
てるんじゃないかなとかいうふうなことも思ったりなんかしました。そこら辺はどうなん  
でしょうか。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

この完成年度が10年も15年も延期になっるとというのは、今の財政状況が厳しい中で、  
予算が本当に減少しとるんですけど。その先までの事業費というのか、そのの見直しにつ  
いては、現在はやっておらないのが実態です。見込んでいないというご指摘のことなんで

すけども。実際、大堀川については完成も間近いということで、比較的予算も要望くらい付けていただいとるんですけど、非常に厳しい中で予算が減っておりますけども、今後の事業費がどうなるかということについては、不明な点がございまして、確認していない状況でございます。

（委員）

完成年度が先延ばしになっているのは、事業費が無いからというふうなことになるんですかね。

（河川・砂防室長）

河川・砂防室の久世でございます。お世話になります。

河川の改修の事業費なんですけれども、以前のピークに比べますと、半分ぐらいになっているというのが現状でございます。これは昨今の経済状況の話とかによるところが大きいのかなと思っております。

そういった中で、本日の説明の中にも出てきておりますけれども、河川整備戦略ということで平成 18 年の 12 月に策定をしておりますですね、県下 548 河川ある中のものを、効率的、効果的に整備をする河川をどこに絞っていったらいいのかということで、30 河川を選び出しまして、それに向こう 15 年間集中投資をしていこうということで絞込みをしております。残る河川について、重要なものについては、101 河川についてソフト対策でいこうというようなことで、そういった計画を立てておるんですけども。従前ですと、現在 30 河川ほどやっているんですが、その倍ぐらいの河川が手掛けておれたわけですけども、予算縮小の中で事業を絞り込んでということでやっておりますが、それでもなお中々事業費、確保できないものですから、年度当たりの事業費が減っております、やむなく事業期間を延伸するという対応しておるところでございまして。そういった予算状況の厳しい中ではございますが、効率的、効果的にやっていきたいというふうに考えております。

あと、全体事業費につきましては、そういったことで事業期間延びておるんですけども、現状の想定されます予算を、工事費等ですね、一通り見直した中で、結果として大きな変化は無いということの中で、結果として同じ数字になっておるというふうに認識しております。よろしく申し上げます。

（委員）

ちょっと分野が違いますが、お金のことではなくて、維持管理のことについてなんですけれども、それぞれ地域性もあるかとは思いますが、川が流れているところに集落があるか無いかとかにもよるんですけども。大堀川は自治会委託、外城田川は NPO や美化ボランティアなどをお願いしているという現状であるということと、あと、桧尻は集落がたくさんあるところなので、早く改修してくれと言っている船江連合会や、宮川水系治水なったら長い名前のところですね、そういったところその維持管理というのをされていくのかなと思うんですけども。大堀川のところを見ると、結構田んぼが多いところを流れてますよね。それで自治会委託というと、どこの自治会に属してくるのか



などと思うと、これって本当に現実的なのかなというのと、委託ということは、そういった予算も出されるのかなというのを伺いたしたいと思います。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

今の管理についての制度と、自治会委託制度ということで、普通、工事として発注する額の半分以上、3分の1ぐらいやったと思うんですけども、補助を出してですね、例えば大堀川なら、伊勢市の柏町、それから明和がやった明和町の明星とか、自治会のほうから積極的にこれをこの自治会制度委託でやりたいという要望をもらいまして、それについて、ある程度補助金も出しまして、大堀川についてはお願いしておるような状況なんです。

(伊勢建設事務所)

ちょっと修正等をさせていただきますけども、大堀川についてはですね、田園地帯を流れている川というふうなことで、三重県におきましても、草刈等維持管理につきましては、大堀川については殆どやっておらないというような状況でございます。

で、現実的なことについてはどうなのかというお話になるかと思えますけども、現実的には水田耕作しておられる方々が自主的に草刈等をしていただいているというふうな現状でございます。

自治会の委託につきましては、全ての箇所について対応してくということではなしに、県として維持管理、全ての箇所が維持管理してくべきところなんですけども、予算等の制約もございまして、人家の近くとか、水防上、問題となっている箇所というか、重要度の高い箇所等について草刈をやっているという現状でございます。

従いまして、大堀川については、自治会委託、現実的にはやっていないと。しかしながら、市街地が形成されたり、柏団地というところもございまして、そのほうからここもという、生活と危険度を考慮して、そういうことが発生してきたら、対応をしていくところになるのかなというふうなことを想定します。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

失礼しました。ちょっと私、認識不足でございました。自治会制度、確かにうちはやっていますけど、この大堀川については、ちょっと確認していなかったもので、えらい間違ったことを言いまして申し訳ありません。

(委員)

この維持管理のことなんですけれども、今はまだ続けられるけれども、将来的にどうなのかというような心配なのがありまして、自治会委託であるならば、そういう予算が出ていたりとかいう部分もあるんでしょうけれども、先ほどおっしゃられたように自治会委託してないですとか、その箇所によってやっているとやってないところがあるというので、せっかくちゃんとした予算をすごく取っていただいて改修していただいたにもかかわらず、いいものが放置されて、それによって元の木阿弥じゃないけれども、そういう氾濫の元になってしまうようなことになってしまうということも有り得ることもあるのかなということ、ちょっと心配しました。

というのも、自治会とか、あとボランティアとかNPOとかっていうの、予算とかお金がないと、やっぱり中々動かなくなってしまったりすることもありますし、あと、桧尻川でも、船江連合会というのが作られていたりとか、そういう同盟会があるからやってますけれども、これが果たして継続していくのかなっていうところも心配します。

というのも、私が地元で、本当に先週の日曜日に地元の出会いがありまして、その地元の出会いは冬場なのでどぶ掃除だったんですけれども、そのときに出席している人たちが、やはり高齢化してきてて、どぶ掃除の、これからは下水道になってくるので、そんな負担は少なくなってくるであろうとは言っていましたけれども、どぶ掃除の側溝の蓋を上げるのに、本当に70歳ぐらいのおじいさんたちが一生懸命やってくれて、あとは女性ばかりというような状態になってきてる現状を見ると、本当にちょっとつらいなというのがありまして、自治会委託とか、地域住民が段々段々、若者がいても、若者がそういうのに出席しなかったりっていうことも出てくるのかなと思うと、船江なんかはそういう連合会とか作ってると、みんなが川への意識というものがすごく出てくるとは思うんですけれども、地元の川だという意識が無かったら、中々みんな真剣になってそういったものに参加しなくなるんじゃないかなと思うので、本当に川と人、その住民というものの繋がりというもの、もっとできるような形を取っていったらいいなと思うんですね。

だからあと、その外城田川のNPOなんかは、そういうような清掃だけじゃなくて、川への親しみみたいなものも、きっとやっていただけてるのかなということ、ちょっと期待しつつ、これから河川の事業なんかは、そういう維持管理のことについて、地域性もありますけれども、川と人、住民との繋がりというものをもっと密接というか、いいような形のを小さい頃から身に付けてくというようなことも、これから考えていかないといけないのかなということをおもいましたので、よろしくをお願いします。

(委員)

まず1つ目に参考までにお伺いしたいんですが、この3つの川の治水という観点から、確かに河川整備という観点もあるんですが、下水道という方向からもあると思います。下水道の整備状況が、この3つの流域ではどうなってるのかという点をお教えいただきたいと思います。

2点目は、先ほどから調整池の代替案が無いということでしたが、桧尻川の場合、河川流域に大型商業店舗と病院ができるということでした。そうしますと、確かこの大型商業店舗は立体駐車場じゃありませんので、屋外の駐車場、大きな大型な駐車場ができる。近年の三重県内の大型駐車場の場合、多くが豪雨時の調整池を兼ねておりますということになっておるわけですから、この桧尻川については、そういう意味でこの2つの病院と商業店舗によって調整池ができて、その分、便益の計算が変わってくるのではないのかなというふうに推測できるんですがいかがでしょうか。その点の便益の計算について、この大型商業店舗と将来計画の病院、商業店舗についてはもうオープンしておりますので、これらの駐車場の調整池の便益、もしくは費用を考慮されてるのかいないのかということをご説明いただければと思います。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

まず1点目の下水道の整備状況なんですけども、伊勢建設事務所の宮川下水事業推進室でやっております事業でございます、今、資料ございませんので、何億円とかはちょっと分らないんですけども、一応進捗状況はまだ20、30%か、第1期工事と、本管ですね、本線は第1期工区、第2期工区に分かれておまして、第1期工区は供用しております。あと、枝とかあの辺は市町のほうで今やっているような状況で、はっきりした数字が分からないので申し訳ないですけども。まだまだ整備が必要ということです。

(伊勢建設事務所)

今、野呂のほうが言わせてもらったのは、下水道ということは汚水の話になるかと思えますけど、今、ご質問のあったのは、汚水じゃなしに確か排水のほうのように思うんですけども。排水につきましては、桧尻川のちょうど最上流端、これから上流部、枝分かれしてくんですけども、この分については、市のほうで事業を進めていただいておりますというふうな状況にあります。

外城田川と大堀川については、都市計画上の排水関係の事業はやっておりません。ただ、大堀川につきましては田園地帯があるということと、天井川等になっておりますので、排水事業、排水ポンプ場とか、そういうふうな整備はされているというふうな状況にはあります。

もう1つ、調整池の話は桧尻川の話だったと思えますけども、確かに開発に伴って現在多く採用されとるのが、駐車場を調整池にするというふうなことで開発のほうは進められているように思っております。今回の再評価の時点では、大型店舗が進出しておりますので、その分については入ってるという形で考慮してある。ただ、病院については、まだ予定でありますので、その分については入っていないという形だったと思えます。

(委員)

ということは、調整池の役割を大型商業店舗が果たしているの、その分の流量の計算で考慮が入っているということですね。

(伊勢建設事務所)

すみません、一部補足しますけど、桧尻川のほうなんです。伊勢市のほうで下水道の整備進められておまして、画面のほうは流量配分図なんですけれども、現在、整備を終わっておる桧尻橋から下で、この3tの差があるんですけども、これが伊勢市で整備されている下水道の計画が入っております。先ほど、図面のほうでお示しさせていただきました流域図のほうなんですけれども、これ現在は下水道整備されていない状態での流域を示させていただいております、それに基づく色々なご説明させていただいたんですが、下水道整備された場合ということで、流域図、別途ございますって、申し訳ない、よう表示せんのですけども。それに基づいた、下水道が整備された中での今の66tという元で、桧尻川の整備計画が作られておるということで、下水道、将来的には考慮されておるということでご理解いただきたいと思えます。

(委員)

それ以外の2つについては、下水道が無いから、さらにこの事業が必要なんだというふうに解釈すればいいわけですね。

(伊勢建設事務所)

下水道という、汚水も含めての話ですけども、宮川下水につきましては、明和町管内まで処理区域に入っております。今の現状につきましては、本管の話ですけども、宮川を渡ったところまで、最近完成したのかな。宮川を渡ったところまでが事業が進んでいる状況でございます。旧の小俣町内と明和町内については、まだまだ先というふうな状況にあります。

(河川・砂防室長)

河川・砂防室の久世でございます。

まず、この桧尻川の改修計画なんですけれども、先ほどから説明をさせていただいておりますが、下流側の直轄、国管理の勢田川でございます。それから支川桧尻川ということで県区間がございまして、それから上流で左右に分かれまして、準用の市管理の河川がございまして、それに繋がるいわゆる都市下水の排水管が、この上流側、もしくはそれぞれの支川等に入り込む計画になってございまして、それを一体的に含ませて、今回、この66tの流量の河川計画となっております。従いまして、都市下水からずっと水を受けまして、支川なり本川に流れ込んで、それが合流して勢田川に流れるという、一体的な計画になっております。これにつきましては平成2年とか3年、今回の資料にもございまして、浸水被害発生してございまして、それに基づいた計画となっております。そういう市の下水、それから市の河川、県の河川、それから国の勢田川という形で一体的な計画を立てて進めております。

それが1点とあと、大きな商業施設等の防災調整池ということで、これについては、確かに設置、県ですと1ha以上の開発行為に対しては、そういった池が必要ということで規定がございまして、それに基づいて設置がされております。確かにそういったことで河川への流入ということは、一旦、少なくなることは事実でございますけれども、あくまでも“私”の土地の中に設置されているところで、それについて、未来永劫あるものではございませんので、国県等がやります治水施設としては位置付けておりませんので、今回のB/Cの計算の中では、それは評価されてないというふうに考えております。ただ、そういったものを色々配置することによって、より実際の治水効果が高まるというのは事実かと考えております。

以上でございます

(委員長)

他にどなたか。委員。

(委員)

桧尻川のことでお聞きしたいと思います。大型のショッピングセンターがもうできてるんですか。今現在できて、ちょっとお聞きしたいんですけど、その大型ショッピングセン

ターの駐車場は、万一のときの調整池の役割みたいなことになるんでしょうか。そこに水が溜まるという設定で考えられてるんですか。

（伊勢建設事務所）

開発につきましては、開発に伴って流下してくる流出量というのがあるんですけども、やっぱり開発されると、整地されて流出しやすくなるという状況がありますので、例えば10降った雨が地面へ浸透していったりして3しか流れないよという状況が、開発することによって6流れていきますというふうなことが想定されます。

（委員）

それはよろしいんですけど、ということは、ある程度溜まることが何年かに一度はあるかも分からないという設定ですね。

そうすると、私がお聞きしたいのは、ここに山田日赤病院が災害医療拠点としてできるという計画があり、もうこれは病院も移転計画しているようですし、どんな医療内容していくか、今すごく検討されているとお聞きしています。そうすると、お聞きしたいのは大型ショッピングセンターの駐車場が水に浸かっても、それは引いていけばいいと思うんですけども、病院が隣にできたとき、これからは病院の建築確認とか色々出てくると思うんですけども、この病院は災害拠点病院で南は紀州のほうから伊勢、三重の南のほうを全部網羅する病院になっていくようにお聞きしています。私も病院を運営してますので思うんですけども、その大きな病院、これから多分、放射線治療とか、放射線科というのは非常に高額な機械を入れてくんですけど、それを地下に造られるというところが多いんですよ。そんなときに、もしたくさんの水が駐車場で調整する役目を持つという前提であるとしたら、たった1回でも、もし水が流れ込んできた場合、非常に大変な被害になると思いますし、あと、その災害拠点病院に色んな広域的に怪我された方が集まっていく、その搬送方法とか、ヘリコプターだけで行くのかとか、色々実は思うわけです。そういう色んな考えが、実はその大型ショッピングセンター、みんなその調整池の役割を持っている部分がありますよということを、建築される病院側にもある程度、それを組み立てを考えてる方にも、そういうことが伝えていくような総合流域防災事業の中には、そういうことも入っているのかどうかお聞きしたいんですけど。分野が違うとは思いますが、ただ結果的には、それが非常な影響を持つことだと思うので、早い時期からお伝えしておくといいのではないかと、そのように思うので、何か接点があるのか、そういうことをお知らせするような部分があると、伊勢市に多分建築確認申請を出されることになると思いますが、事前協議のときぐらいにでも、そういうお話が出ていくようにしていただけるといいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

（伊勢建設事務所）

今回のこの計画につきまして、一応この大型商業店舗と、それから赤十字病院の開発申請の確認させてもらいました。しっかり中までは理解できてなくてももうしわけないんですが。ただ、元々東洋紡って工場の跡地ですもんで、工場としてそういう状態ができとったと。そういう状態から今回のこの店舗2点できる中で、出てくる流れの量というのは、川

に対する影響ちゅうのは変わらないということの下で確認されとるみたいです。建築確認は、で、実際に今、桧尻川のこの青い線、見えますでしょうか。これ本川流れとる直ぐ本川の横に、この商業店舗用の排水路というのがかなり大きな状態で整備されておるんですわ。で、それによって川に対する影響というのは、東洋紡のときと変わらないよというものと、今、事業を進められております。

(伊勢建設事務所)

すみません、ちょっと訂正させていただきます。

開発によって、先ほどちょっと私が言い始めたのが、3のところは6になるよと。6流れてくると、現況の川が溢れる状況になりますというふうなことで、3の分は調整してくださいよということで、通常なら開発するときに、調整池というのをつくってもらいます。それで流れ出す量を調整していただくんですけども。大型ショッピングセンター等の場合については、大きな池を設けるんやなしに、駐車場を代替としてその調整池の役割を担ってもらおうという形で開発許可が下りてると。

病院についても、弱者を救済するというんか、回復してもらおう施設でありますので、確かにそういう面では重要な施設でございますので、やっていかなければならないんですけども、やはりそれをつくったことによって、周辺が氾濫するということになると困りますので、調整池の役割を持った駐車場というのが必要になってこようかなと思います。

ただし、この川が改修計画によって全て改修が終わった時点については、それだけの量を受け入れられるという状況になりますので、そのときには、その調整池の役割が終わったのかなというふうなことで考えられます。要するに今現在の受け入れられる体制が整ってないというふうなことで、開発のほうについては、その役割を少し担ってもらいたいなと。終わった後は流してもらって結構ですよという形になるうかと思えますけど。

(河川・砂防室長)

すみません、度々。委員長、よろしいでしょうか、時間的に。

防災調整池ということで、流し込まれる川の能力見合いの池をつくっていただくことになります。従いまして、今の桧尻川の狭い河道の状況の中で一定規模の水を溜めていただくような、それに見合ったものをつくっていただく。改修ができましたら、少しその排水溝の大きさを変えていただいて、大目の水を流していただくことは可能ですけれども、今、完成しましても1/30の確率でございますので、それ以上の雨は超過降雨ということできますので、その部分はやっぱり担保していただく必要があるということで、全てフリーになるわけではございません。

(委員)

そうですね。ご老人の施設等をつくらせていただいたことが何度かあって、昨年、できたところは、普段駐車場にしてるところ、散歩していただく庭が調整池になってるわけです。だからそれは溜まっても、建物のほうは高く上げてあるのでよろしいんですけども、病院の中にもし流れ込む可能性があるとしたら大変なことだなと思って。それを医療器械等、色んなことを心配しますので、ここはひょっとしたら30年に1回か何か、流れ込む可

能性があるということをご設計時に入れるように、こちらの部門から強く言っていただく必要があるのではないのかなと、このように。流れ込んだらいけないと言ってるわけではないんです。すごい大きな池が要りますもんね、そうしないと。それが伝わればなと思います。

(河川・砂防室長)

それでそういった開発をされますときは、規模にもよりますけれども、例えばこの案件ですと、伊勢市と建築確認等、提出されますので、そういった協議の中で所管の建築部門だけじゃなくて、河川排水の部門とか決済とか協議は回りますので、そういったところを通じて流域の状況をお示ししながら、それを建築計画に活かしていただくのかなというふうに考えておりますが。

(委員)

ありがとうございます。何年に1回だからいいわと思う人が多いんですね。病院つくる人も。本当に水が来るかも分からないから、絶対中へ流れないように建築方法を取ってくださいよということと言わないといけないんじゃないかなと思っただけです。もうそんな広い調整池の役割をする大きなショッピングセンターの隣り合わせに病院があるということは大変なことだなと思ったので、よろしく願います。ちょっとどこかに言っていただくといいのかなと。

(伊勢建設事務所)

ちょっと外れたような回答の仕方で大変申し訳ございませんでした。山田赤十字病院の関係につきましては、今後の計画等も含めまして、直接そちらの担当者のほうとお話をさせていただいておりますので、その辺、ご理解をお願いしたいと思います。

(委員長)

それでは最後にというか、私のほうからもう1つ。私も土木のほうは専門ではあるんですけど、お金のほうがちょっとよく分からないんで。さっきの委員からの質問に関わる話なんですが。例えば今の大堀川であれば、全体事業費が51億2,800万円というのがここに出てますけれども。これは普通の官庁で言うと、中期計画とかそういうのがあると思うんですけど、年度年度の概算要求とは違って、この後、何年間こんな計画でお金を使いますというのが、この51億円というのはどっかに載っておるわけですよ。きっと。それが三重県の河川整備戦略に載っていると理解してよろしいんでしょうか。どこに載ってるんですかって、具体的な名前よりも、総額としてまず載っているのと、それと例えば今日いただいたペーパーの7枚目には、費用対効果のところには毎年いくらくら使いますと平成23年度まで、大堀川の場合やと平成23年ですか、建築費がいくらって書いてある表もありますよね。こういう表はどこに載ってて、どういうふうにオーソライズされてて、どういう仕方でこれが認められてるか。要するに、例えば議会を通過しているものであるとか、どういう形になってるのかというの、まず、一番質問の導入としてお聞きしたいんですが。

(河川・砂防室)

河川・砂防室でございます。先ほどの委員長のご質問なんですけども、まず、その全体事業費なんですけど、そちらに関しましては、まず、国のほうのまず事業を採択するに当たった時点で、全体事業費を県のほうで示した形でさせてもらうわけなんですけども。その中で、国のほうのチェックが入りまして、その中でまず事業費としてはこれぐらいのものであると、概算的な事業費なんですけども、それについてふさわしいかどうかのチェックが入ります。その後、実際の金額につきましては、毎年度実施した実際の事業費を積み上げたもので、今現在、計上してございまして、今例えば大堀川ですと、全体 51 億円ぐらいなんですけども。あと着手から現在、平成 20 年にまで至る分につきましては、実際に行った事業費でございまして、残りにつきましては、残事業費を積み上げたものでございます。こちらの費用算定のときに出してございます表につきましては、単純に残りの残事業費を残りの事業期間で割った形で提示はしてございまして、実際の費用につきましては、そのときの予算要求とか、財政状況とかによっては変わる可能性はあると思います。金額的なチェックにつきましては、私も毎年度、国の方へ予算要求いたしますもので、その中で国のほうでチェックをされた形になってございまして、全体額としてどこかに明記されているというところはございません。

(委員長)

ということは、今のところ、一旦 51 億円というので算定はされたけれども、年度年度の概算要求で、それがまたこれぐらいって県のほうで算定されて、それが通るかどうかは分からないけれども、それで毎年毎年の分を算定して、国補の分はいただいてらっしゃると。残りの県の部分は、議会を通してお金がついてくるというふうに考えてよろしいわけですね。

(河川・砂防室)

金額のチェックにつきましては、毎年毎年全体額が変わるというわけではないんですけども、どうしても事業期間が長くなりますと、残事業費が大きくて、その時点で金がそんなにすごく変わるようなものではございませんもので。大体固まった形で事業費は推移してございます。こういった 5 年に 1 回の再評価、こういった委員会を通しまして全体事業費の報告もさせていただいて、審議もさせていただくと。この金額につきましては、こういった場で報告をさせていただいて公表されておるという状況でございます。

(委員長)

そうすると、例えば大堀川のスライドの 10 ページとかで、さっきもちょっと出てましたけれども、平成 15 年度の再評価時が 62 億円で、平成 20 年度の再評価時が 51 億円。これは先ほどの話で出てましたように、伊勢市のほうで分担が出てきたということはあるんだけれども、こういう再評価のときが一つのタイミングとして額が変わるといって、色んなタイミングがあるのかもしれないけど、一つのタイミングなわけですよ。そのときに、51 億円になりましたというものの算定根拠として、これをこれだけ、これをこれだけというふうに、切り替えのときに積み上げられるわけですよ。積み上げが最初にあって 51 億円



になったというふうにするのが建前というか、筋はそうですよね。それでその51億円が変わるときに、今の場合、62億円から51億円に変わっているから、ちょっと余計目立つんだけど、51億円が例えば51億円に変わらない事業って、あとの事業、そうですよね。再評価やってもお金変わりませんよね。そのときに、どうも前の算定根拠と同じ根拠が出てきているからというので、委員からも質問があったと思うんだけど、これの仕方がない面が非常にあるのはよく分かるんでね、あれなんだけれども、要するに全体事業費というのは、相当のことが無い限り、再評価があったとか、それとか、社会情勢が大幅に変わったということが無い限り、まず全体事業費というのは、そう度々変えるものではないというのが最初にあるわけですよね。それに対して、今度はその中でどう使うかという話が毎年、それは毎年算定されるわけですか。

（河川・砂防室）

算定につきましては、事業費そのものは、当然その年度に必要な金額というのは積み上げたもので要求もいたしますし、算定もするんですが、全体額そのものの見直しについては、こういった機会を捉えて見直していく。残事業が多いところについては、どうしても事業期間も長くて、全体事業費も大きくなってございまして、そういったものの積み上げについては、おおむね変化は無いだろうという形で、現在もそういった形で委員の審議をお願いしている状況でございます。

（委員長）

ですから、何が言いたかったかと言うと、そう簡単に全体事業費を変えるものではないというか、そこは影響も多いし、国補であれば国の意向もあるだろうし、色んなことがあるから全体事業費は変えないとしても、ある程度、こういう機会をとらえて、算定根拠が実際の概算要求にそのまま来るわけでも、また無いみたいだし、それであれば、こういうところで算定される額は、ある程度、委員が言われるように、見直しをちょっとはされたほうが、色んなところを説得しやすいものになるのかなとちょっと思ったんでね。それが可能なのか、不可能なのかというのを聞きたくて、今ちょっと聞いてみたんです。だから、その印象から言うと、数字を変えてこうするのが、やると、今度はまた逆に本末転倒になるんだけど、何か工夫をされたほうが、こういうの見た人に対する印象というのがちょっとあるのかなと。ちょっとそういう感想です。

（河川・砂防室長）

例えばガソリンの値段も昨今、今まではぐっと上がっていたものが、また落ち着いてきたりとか、中々先の読めないところございますので、特にまだまだ10年20年とする事業については、現段階での見通しみたいなものが全体事業費になっておりまして、それにつきまして、むやみやたらにいじるものではないというふうには基本的には考えておりまして、結果として今回、お示しさせていただくように、ある支川の部分が外れていくようなことがない限りは、結果として、当然こういった再評価の機会等をとらえまして、一通りの一旦の見直しをしておりますけれど、あまり大きな変化がなければ、従前の値を取らせていただいているのが正直なところでございます。こういった機会をとらえまして、当然説

明責任でございますので、ちゃんとそういった説明ができるようにはしてまいりたいと思います。以上でございます。

(委員長)

ガソリンの値段とかは、今上がってるやないかって。上がってるのに、何でこれが同じやという質問が多分色んなところから出るだろうけど、それは20年間上がって下がってどうなるか分からんと。どうなるか分からんのであれば、今の値段で平均的なところを取ってるという説明に多分なるんでしょうね、きっとね。ただ、大きくガバッと変わることは、やはり何か触られたほうが説得力があるかなとちょっと思います。では、専門の委員から。

(委員)

すみません、私、専門なんでお話させて下さい。その件については、先ほどガソリンが上がったり下がったりというように社会情勢が変わります。国土交通省の事業マニュアルではそういう要因を考慮するために、毎年4%ずつ、前年に比べて4%割り引いて計上してるわけです。先ほどのお話というのは、今のコストベネフィットのこの計算の中には、もう要因として入っているというふうに解釈できると思うんですが。割引率が入ってなければ、色々と委員長が言われた話がありますが、割引率でその部分はもう考慮されてるといのが今の説明になると思います。

(河川・砂防室長)

すみません。私の認識が違ってるのかもしれないんですが、今、例えばお示しさせていただいてる全体事業費につきましては、工事に必要な金額を積み上げたものでございます。で、B/Cの算出に出てきますのは、今、おっしゃられた現在価値化ということしておりますので、ちょっとB/Cに用いておりますコストのCと、今、上がっております工事費のCとは、ちょっと位置付けが異なっておりますので、当然そういったことは認識した上で算出をさせていただいております。

(委員長)

委員、さっきの話でもこういう話をさせていただいてるんですけど、非常に難しいということは理解していただけましたでしょうか。

(委員)

本当に難しいです。でも、本当に裏金問題とか出てるでしょう。こんなん言ったら失礼やけど、でも本当にこれ使い切るとかな、次が出えへんから、ほんならプールしとこかとか、そんなんでなし、そのときに要ったものを請求して、要るものだけを使えるという、そういうような体制になれば最高にいいかなと思いました。

(委員長)

ありがとうございます。

( 河川・砂防室 )

今回、3箇所の事業を審査していただきますけども、今回のこの大堀川だけにつきましては、平成23年という先が短い事業でございますし、残りも工事だけが残っているというふうな状況で、事業費があと工事費がどれぐらいというのがつかみやすいという状況にもありますので、この全体事業費を変えさせてもらってるというふうなことでご理解をお願いしたいなと思います。

( 委員長 )

他にございませんでしょうか。では、他に無いようですので、続いて、河川事業の14番と20番の説明をお願いいたします。

( 公共事業運営室長 )

委員長、ここで少し休憩取らせていただいてもよろしいでしょうか。

( 委員長 )

では、5分休憩してから再開いたします。

( 休 憩 )

( 公共事業運営室長 )

それでは再開させていただいても構いませんか。

では、説明のほう、よろしく申し上げます。

( 熊野建設事務所 事業用地推進室長 )

私、熊野建設事務所事業用地推進室長の生田と申します。よろしく申し上げます。

それでは、座って説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、河川事業14番、二級河川志原川広域基幹河川改修事業の説明をさせていただきます。画面のほうでよろしくお願ひしたいと思います。まず、前回の再評価を実施してから5年を経過いたしましたので、今回、三重県公共事業再評価実施要綱第2条第3項に基づきまして再評価を行うものであります。なお、前回、投資効果が十分あると確認されまして事業継続の承認をいただいております。

それでは、河川事業の目的および内容について説明させていただきます。志原川流域は、三重県南部の熊野市と御浜町にまたがって位置しております。志原川はその源を長尾山に発し、下流部で支川の産田川と合流しまして、熊野市と御浜町の境で熊野灘に注ぐ、流域面積23.6km<sup>2</sup>の二級河川でございます。流路延長は志原川が6.5km、産田川が7.7kmでございます。

次、事業区間の河川の状況について説明させていただきます。 番の写真は志原川の事業区間上流の様子でございます。周囲は農地として利用されております。 番目の写真は事業区間の中流部の様子でございます。県道ですが、向山橋という橋があるんですが、そこから下流部の右岸の築堤や護岸は、ほぼ施工済みとなっております。沿線はやはり農地

として利用されていますが、少し離れて住居も存在しているところがございます。それから、 番目の写真は事業区間の下流部の J R 線の橋梁でございます。川幅は広く、河岸は植物が繁茂しており自然豊かなところでございます。

続きまして、支川の産田川の事業区間の河川の状況について説明させていただきます。

番の写真は事業区間上流部の様子です。沿川は農地が広がっておりますが、商業施設も存在しております。 番目の写真は事業区間中流部にあります大前池という池でございます。それから、 番目の写真は事業区間下流部の様子でございます。河道は掘り込みとなっておりまして、河岸は植生に覆われております。川幅は少し狭い状況になっております。

次のこの画面は志原川の環境調査を結果で示したものでありまして、これは下流から中流部の様子でございます。下流部の産田川合流部付近は湿地となっております。熊野地方最大のヨシ群落が広がっております。続きまして、志原川の中流部から上流部の様子でございます。中流部から上流部にかけての河川背後地には水田が広がっておりまして、河川から少し離れて住居も存在しております。志原川で確認されております主な生物としましては、植物ではハマナツメ、鳥類ではオオヨシキリ、カワセミ、魚類ではオイカワ、カワムツなどがございます。この画面は産田川の下流域から中流域の様子でございます。下流から中流にかけての池周辺の湿地については、ハマナツメ群落が自生しておりまして、野鳥も多く飛来しております。続きまして、産田川の中流から上流部の様子でございます。河川背後地には水田が広がっておりまして、中流部には商業施設も存在しております。産田川で確認された主な生物としては、植物ではやはりハマナツメ、鳥類ではオオヨシキリ、カワセミ、それから魚類ではオイカワ、モツゴなどがあります。

続きまして、近年の被害状況について説明させていただきます。平成 13 年に大きな浸水被害が発生しておりまして、着色部分が浸水した範囲となっております。特に赤いところについては、2.6m以上の浸水がありまして、主に志原川の中下流域、それから産田川の中流域で見られます。このときの写真に示しますように、宅地も浸水しまして、そのときの 8 月 9 日で、延べ 72 戸が浸水いたしました。一応、主には志原川のほうでの浸水でございます。

続きまして、次に事業の概要につきまして説明させていただきます。事業の目的は浸水被害を解消するために、河川改修により流下能力を確保し治水安全度を向上させることにあります。改修規模は 10 年確率で、河口地点において毎秒 230m<sup>3</sup>流れるようにします。事業の内容は主に護岸工、河床掘削、橋や堰などの横断構造物の改修を行うこととしております。

事業期間と事業区間について説明させていただきます。この事業は昭和 52 年度に着手いたしまして、事業の完成は平成 53 年度を予定しております。事業区間は志原川については河口から中村橋までの約 2.3 km 区間。それから産田川については、志原川との合流地点から産田川橋までの 4 km としております。

次、こちらは自然環境に配慮した整備のイメージ図でございます。河川改修をするにあたりまして、植生に配慮した工法を採用しまして環境の保全に努めております。また、河床を掘削する際は、河床を平らにせず、澁筋を付けるなどして環境の向上を図ることとしております。このように自然環境にも配慮した整備計画としております。

次に、事業費について説明させていただきます。全体事業費は110億9,000万円で、前回の再評価時と変更はございません。

次が前回、事業概要説明におきましてご質問をいただいております河口閉塞対策について説明をさせていただきます。志原川の河口部においては、海からの外力によりまして砂州が形成され、砂が波によって溜まってきまして河口が閉塞されることがございます。これによりまして河川水位の上昇を防止するために、真ん中の写真ですが、砂州を開削をしております。また河川計画におきましては、ここに暗渠工を計画しております、河川砂州部を暗渠で抜くことによりまして、河口砂州の変動にほぼ環境に無関係に河川の水を海に放流することができます。右の写真ですが、これは同じく熊野市の井戸川河口部にあります暗渠工を示したものでございます。このような格好の整備になるのかなということで考えております。

続きまして、再評価の結果につきまして説明させていただきます。まず、現在までの事業進捗状況および今後の実施予定内容について説明させていただきます。これまで志原川の上流、中流部におきまして、用地買収、築堤工および護岸工を進めておりまして、今年度は上流部右岸の改修を進めております。今後、志原川の下流域、それから産田川の改修ということで進めさせていただきたいと思っております。

この表は先程の事業進捗状況図の内容をとりまとめたものでございます。事業費による進捗率は平成20年度までに12%となっております、残りの88%については平成53年度の完成を目指して整備を進めてまいりたいと思っております。

次に、事業を巡る社会経済状況の変化について説明させていただきます。流域の中上流部には水田地帯が広がっておりまして、下流部は住宅地となっております。また、上流部には、紀南地域全体の集客力を高めることを目的としました「紀南中核的交流施設」の整備が進められております。また河口部の七里御浜海岸においては、平成16年7月に熊野古道の「浜街道」として世界遺産に登録されております。また平成17年11月1日には熊野市と紀和町が合併して、新たな熊野市が誕生しております。今後も流域内で更なる開発も見込まれることから、周辺環境の変化に伴う治水対策の必要性が高まってきております。

次に、想定氾濫区域図を示しております。仮に志原川の事業を行わない場合、どこの区域でどの程度の浸水が発生するかについて、氾濫計算で求めたものが、この想定氾濫区域図となります。この図の中で着色している区域が、10年に1回の確率で降る雨により浸水が想定される区域を示しております。河川改修が実施されると、10年に1回の規模までの雨に対して浸水が防止され、浸水により発生する被害が解消されます。この被害解消分が河川改修によって生ずる便益となります。この表は、志原川における被害額を示したものでございます。総被害額は約28億円となっております。次に、年平均被害額軽減期待額を示しております。年平均被害額軽減期待額は約8億5,000万円となります。

次、この表は年度別の事業費を示しております。全体事業費は110億9,000万円で、平成20年度までに約13億4,000万円を投資しており、残事業は97億5,000万円となっております。

次、こちらは費用対便益表でございます。総便益は便益と残存価値を加えて133億4,000万円。総費用は建設費と維持管理費を加えて76億6,000万円となります。費用対効果についての結果について説明させていただきます。判断解析結果と最新の氾濫区域内資産を用

いて費用対効果を改めて分析した結果、B / Cは平成 15 年の再評価時より若干減少しております。約 1.74 となっております。

次に、地元意向について説明させていただきます。熊野市、御浜町、紀宝町で組織されております紀南土木行政推進協議会により、紀南地方の公共事業の推進に向けた要望活動が、私どもの熊野建設事務所に対して毎年実施されており、当事業の促進が要望されております。こちらは、その要望活動が行われた際に提出された要望書でございます。

次、コスト縮減について説明させていただきます。今後、河川改修の工事に際して、河床掘削により約 17 万 m<sup>3</sup>の残土が発生しますので、周辺事業と連携を取りまして、発生土を近隣の他事業に利用することによりコスト縮減に努めてまいりたいと思っております。また、護岸等の材料、工法の新技術の活用などにによりまして、コスト縮減ができるよう検討していきたいと思っております。あと、建設機械の排出ガス、騒音等の環境対策にも努めてまいりたいと思っております。

次に、代替案について説明させていただきます。現在、進めております河道改修案以外では、ダム案と遊水地、調節池案が考えられます。まず、ダム案でございますが、丘陵地ということもございまして、ダムに適した土地がございません。また、遊水地、調節池案ですが、現在の計画地以外に、遊水地、調節池として新たに用地を取得することや補償することは困難であります。以上のことから志原川では過去から河道改修を進めてきており、現在、実施中の河道改修が妥当であると考えております。

志原川河川事業の再評価の経緯について説明させていただきます。前回、平成 15 年の再評価委員会において事業継続の承認をいただいておりますが、それと同時に 4 点のご提言をいただいております。これに対して志原川の対応状況でございますが、1 点目の他事業による開発の調整への対応ですが、諸開発に対しまして都市計画法等に基づき、河川管理者として調整を図ります。2 点目としまして、環境への影響などについて県民との議論の場の構築への対応につきましては、河川整備計画策定時におきまして流域懇談会などの議論の場の構築に努めてまいりたいと思っております。3 点目の経済性、環境文化的価値を考慮した多自然の取り組みおよび草刈等、日常の維持管理の地域住民への参画への対応につきましては、自然環境に富んだ地域であることから、環境に配慮した護岸などの整備を進めてまいります。また草刈の自治会委託制度等により地域住民の参画を促しております。4 点目の事業進捗見通しなどの県民への説明に対しましての対応としましては、河川整備戦略に基づく整備目標の提示等、引き続き県民への説明に努めます。また、工事の実施段階おきましては、適宜、地域の自治会等に事業の周知を図っております。先程の 3 点目の説明をさせていただきました環境への配慮ですが、こちらは志原川の中流域ですが、現在進めております護岸工の写真でございます。植生に配慮した工法を採用しまして、環境の保全に努めております。続きまして、同じく 3 点目の地域住民の参画についてなんですが、これについては、今年 6 月の 8 日ですが、これは支川の産田川ですが、産田川の上流で実施されました河川美化ボランティアにより草刈の作業状況でございます。今後、また草刈などの維持管理について、自治会委託なり地域住民の参画を促していきたいと考えております。

最後でございますが、今後の対応方針について説明させていただきます。三重県公共事業再評価実施要綱第 3 条の趣旨を踏まえまして再評価を行った結果、同要綱第 5 条第 1 項

に該当すると判断されるため、当事業を継続し一層効果的な事業執行に努め、早期に治水効果が発揮できるように事業を推進したいと考えております。よろしくご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上で説明を終わらせていただきます。

( 鈴鹿建設事務所 事業推進室長 )

引き続きまして、番号 20 番の一級河川 椋川総合流域防災事業の事業再評価について説明させていただきます。

申し遅れました、私、鈴鹿建設事務所の事業推進室の室長をやっております中田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは座らせていただいて、説明をさせていただきます。

再評価を行いました理由でございますが、平成 11 年度に事業を採択後、一定期間が経過いたしましたので、今回、再評価を行います。なお、事業採択時に費用対効果の検討を行っておりまして、投資効果が十分ある結果となっております。

それでは事業目的、および内容について説明をいたします。当河川は三重県の北勢地域に位置いたしまして、亀山市の白木町から鈴鹿市の和泉町に至ります  $17\text{ km}^2$  を流域といたしまして、鈴鹿山脈の南東の山地を源といたしまして、亀山市の市街地北部の谷間を蛇行しながら流れた後、平野部の水田地帯を流れまして鈴鹿川に合流しております  $10.3\text{ km}$  の河川でございます。この内、事業区間は亀山市の椿世町から鈴鹿川の合流点付近までの  $4,310\text{ m}$  の区間としております。

事業区間の河川の現状について説明をいたします。 の写真をご覧いただきたいと思いますが、 の写真は鈴鹿市内の下流部の様子でございます。護岸についてはほぼ施工済みでございます。両岸は良好な水田が広がっております。左の下の 番の事業区間の中流でございますが、これは亀山市の川合町、市道の下椋川橋の下流の様子でございます。河道の断面が不足しているということで、今回の事業で断面を広げる工事を実施した区間でございます。それから、 の写真は亀山市の椿世町、下椿世橋の下流の様子でございます。右岸側に椿世地区の住宅があるような形で、こちらについては今後、河道を広げる工事を実施予定しておる区間です。それから椋川ではオイカワとかモツゴ、カワヨシノボリとかメダカというような魚類、あるいはススキとかヨシなどの植生が確認されております。

それから既往の被害状況についてご説明いたしますが、地図上の赤い丸の部分の国道 1 号の上流側にあたりますけれども、昭和 49 年 7 月の集中豪雨のときに浸水した箇所でございます。上の写真は川合町の浸水状況でございますが、このときの浸水深は約  $1.5\text{ m}$  ということで、ちょうどその左下の堀のところにその跡が残されているというような状況になってございます。

次が平成 7 年の 5 月、これもまた集中豪雨でございますが、そのときに、地図上の赤丸の部分は見にくうございますが、国道 306 号の上流部分でございますけれども、こちらについても 5 月の集中豪雨によりまして、家屋、田畑、道路等に多くの被害が出たというような状況になってございます。

次に、事業の概要について説明をいたします。事業の目的は浸水被害解消のために、河川改修により流下能力を確保し治水安全性を確保するということを目的としております。事業の内容は主に築堤、それから掘削、護岸工の設置、それから橋とか堰の改良、そ

う横断構造物の改修をやるということになってございます。

それから、事業期間と事業区間について説明をいたします。この事業、平成11年度に新規事業ということで採択されまして、平成25年を完成の目途ということでやっておりますけれども、事業完成は平成35年度にということで、今回延伸をさせていただきたいというふうに考えております。事業期間の延伸理由につきましては、他の河川と同様、昨今の厳しい財政状況を考えまして、単年度の投資額が非常に抑制されとるような状況や、残事業量および残事業費を考慮いたしまして、10年延長した平成35年の完成を目途に整備を進めることとしております。事業期間につきましては、先程、ご説明いたしましたが、亀山市の樺世町から鈴鹿川の合流点までの4,310mということとなっております。河川改修をするにあたりまして、国道1号から下流の部分、上の図面の右のほうですね、この部分につきましては、従来の護岸をそのまま利用いたしまして、不足している高さの分、上端の分を築堤ということで、土を盛り上げるような工事をいたします。それから国道1号から上流の部分につきましては、環境に配慮したということで、植生が根付くような護岸のことを考えまして、法面の整備を図るとともに、河床にも変化が生ずるような工夫をした整備を考えております。

それから自然環境に配慮した事例でございますが、既設にもう工事が終わった区間、ちょうど図面の真ん中ごろでございますけれども、亀山市の川合町という場所ですけども、ブロックマットというものを施工しまして、それは後で草が生えるようなものになっておりまして、従前の植生が復元したような状況で、コンクリートの表面も見えないような状況になってございます。河床につきましても、砂州が形成されとって、澁筋にも変化が生じて、水際には植物が生えるなどの環境が現状回復しているような状況になってございます。引き続き護岸整備する箇所につきましては、現場の状況も踏まえながら河床に変化をもたせるように配慮してまいります。

次に、事業費について説明をいたします。当初、全体事業費を約18億円ということでスタートしたわけでございますが、今回、再評価時に5億8,000万円の増額を見込み、全体事業費を約24億円として変更いたしました。事業費が変更、増額となった理由について説明をいたします。図面で見させていただきます。当初は護岸工というのを、通常流れる平水位ということですね、それにちょっと余裕を見込んだ高さまでをブロックマットということで保護をしながら考えておったわけでございますけれども、実際工事着手いたしますと、現場の土質が全体的に非常に悪い状況で、上流部分の破線部分のように雨が降ったりしますと、ガサッと崩れてしまう状況になります。このままでは後の管理も大変でございますので、今回の変更でも上げさせていただいたように、法面全体、想定される水の流れる断面全てにブロックマットを敷くことにして、護岸が崩れないようなことといたしました。それでもう1つの土木用件でございますが、その掘った土を下流部の築堤に利用しようということで考えておりますけれども、やはり土質が悪いということで、それに必要な対策を講じる必要がございます。その分を見込んだものとして増額をいたしました。以上の変更により約5億8,000万円の増額ということで、今回、変更をさせていただきたいと考えております。

次に、再評価の結果についてご説明をいたします。まず、現在までの事業進捗状況および今後の実施予定内容について説明をいたします。図の中ごろに黄色で表示されている堰



と樋門と樋管でございますが、これについては完了しております。護岸については、同じく中ごろの右岸側が施工済みです。築堤については、鈴鹿川の合流点から両岸で1,130mの築堤がもう完了しております。現在、椋川橋から下椋川橋までの右岸側の護岸と下流の築堤の残事業を進めております。この表は先の図の内容を工種別に取りまとめたものでございます。事業費による進捗率は平成20年までで42%となっております。残り58%について平成35年度末を目途に整備を進めていきたいと考えております。

次、資料に誤りがございます。亀山市と関市と書いてございますけど、関町の誤りでございます。申し訳ございません。訂正をさせていただきたいと思っております。

次に、事業を巡る社会経済状況の変化でございますが、ご存知のとおり、平成17年の1月11日に亀山市と関町が合併いたしまして、新しい亀山市が誕生しております。また、この椋川の上流域には大規模な工場が整備されておまして、周辺の人口も非常に増加傾向が続いているということと、併せまして治水対策の必要性が非常に高まってきておるような状況でございます。

次に、想定氾濫区域図を示します。仮に椋川の事業を行わない場合、どこの区域でどの程度の浸水が発生するのかについて、氾濫計算で求めたものが想定氾濫区域図となります。河川改修が実施されますと、図で着色した区域の浸水が防止されまして被害が解消されます。この被害解消分が河川改修で生ずる便益とさせていただいております。確率別の被害額を想定しますと、被害額は39億8,600万円という状況になります。次に、年平均の被害の軽減期待額を算定いたしますと、約3億2,000万円程度ということになります。事業費については、着工年の平成11年から平成20年までの規模の事業費は10億1,000万円となっております。また、残事業費は残り14億円ということになってございます。費用対効果につきましては、総便益が67億300万円、それから、総費用、コストのほうは23億1,200万円ということになっておまして、B/Cは2.9ということになってございます。氾濫計算の手法の変更とか、事業費の増加や事業区間の延期により費用対効果を見直したため、整備計画策定時より減少し、9.2が2.9ということになってございます。B/Cとしては減少しておりますけれども、氾濫想定区域内に約150世帯、約430の方がお住まいになっておまして、生命・生活を守るために整備が必要というふうに考えてございます。

それから、河川事業に対する地元の意向でございますが、椋川流域では過去に浸水被害を受けたことから、自治会や各地区の代表者の方によりまして椋川改修促進期成同盟会が組織されております。同盟会では、椋川の河川改修に関する要望活動を行われたり、情報発信の椋川どんこ通信を毎年、発行して、過去の被害を風化させない取り組みを行っておられます。また、右下の写真は平成20年5月に行った新しい堰の完成式典の様子でございます。地元の関係者が中心になって開催されておられます。このように地元からは河川整備への強い関心と要望がございまして。

それから、次に住民と行政の共同事例ということで、これは他の河川と同様に県が草刈費用や材料を支給することによりまして、市民団体や自治会が実施している河川除草の実施状況でございます。本年も8月3日に実施されまして、65名の方がご参加いただいたということで聞いております。

それから、コスト縮減対策でございます。椋川では工事に際して掘削等により残土が発生します。先ほども申しましたように、下流部の築堤の工事に有効利用してコスト縮減に

努めてまいります。それから、護岸の材料、工法の新技術の活用によりコストの縮減ができるように進めてまいりたいと考えております。また、建設機械の排出ガス、騒音などの環境対策についても併せて進めていきたいというふうに考えております。

代替案でございますが、現在、進めております河道改修の案以外では、ダム案、遊水地、調整池案が考えられますけれども、ダム案は現状の地形上、殆どが平らな土地でダムを設置するような適地がございません。次に、遊水地、調整池でございますけれども、地形上、良好な水田とかを潰してしまうこともできませんし、新たにそういう関係上、用地の取得とか補償も非常に難しいかなということから、現状の進めております河道改修が一番の妥当というふうに考えてございます。

最後に、今後の対応方針について説明をいたします。三重県公共事業再評価実施要綱第3条の趣旨を踏まえまして再評価を行った結果、当事業を継続して一層効果的な事業執行に努めて、早期に治水効果が発揮できるように事業を推進したいと考えておりますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせてもらいます。ありがとうございました。

(委員長)

ありがとうございました。ただ今、2つの事業の説明がございました。2つの事業とも評価の結果、継続したいというご説明をいただきました。

委員の皆さん、この評価、判断に関して質問をしていただきたいと思います。

まず、お聞きしたいんですけど。先ほど、委員からも類似の質問が出たと思うんですけど、必ずどの河川、河川に限らないのかもしれませんが、コスト縮減の検討というのが出てきてます。これで総事業費が例えば平成20年とか平成30年とかいうところまで決まって、それで、その段階でここでコスト縮減を検討するというふうに出てきてるというのは、要するにこの後、コスト縮減の努力を行って、5年後の再評価のときには、総事業費をちょっとは落とせるように考えますという意味なのか。それとも、毎年の工事の中でコスト縮減をするような方策を考えるという意味なのかということをお聞きしたいんですけど。

もしも、後ろ側の話であれば、ちょっとややこしい話になりまして、既にお金がついて、そこでコスト縮減をやったとして、で、コスト縮減をして浮いた分は、じゃ、どこにいくのかというようなところまで考えると、恐らく前者のほうの5年後には考えるというようなほうが現実的なのかなという気はするんですけど。そこらあたり、お考えを聞かせていただければと思います。河川に限った話で結構です。

(鈴鹿建設事務所 事業推進室長)

先に返事させてもらって申し訳ないんですけども、実は今も私どももコスト縮減に努めていくというお話をさせていただいたというのは、うちも今、ブロックマットというて、河川にする護岸の形式というのは、それを今、考えておるんですけども、やはり民間の中で色んな新しい工法というのを色々考えたり、それが大ロットでいっぺんに施工ができるものとか、色んな工法が考えられますと、やはりそれでコスト縮減というのは図られてくる可能性というのはあります。だから今から5年前、10年前に考えてた工法も、新しい

ものが出てきたときには、それなりの費用を安くする方法も私ども考えてまいりますので、将来的、次回、再評価を審議いただく頃には、そういうものが使えるような状況になれば、コストダウンというのはその中に盛り込まれていくことになるかと考えます。私どもの考えてるのは、今の前段の部分のことで今回、ご説明をさせていただきました。

(委員長)

だから、普段の努力でコスト縮減ができるような研究を重ねていきつつも、それが具体的にになるのは、現実的な話としては恐らく再評価とか、次の総工事額の算定のときに、恐らく出てくるであろうという話でよろしいですね。分かりました。ありがとうございます。

それから、志原川のほうの建設費で2点。いきなり平成20年度あたりからボンと上がってますけれど、要するにこれは簡単に言うと、順番が回ってきたというように考えればよろしいのでしょうかということ。何かがあってここへグッと平成20年あたりから上がるというのが、何かあったのかなと。

それともう1つ、平成16年、ものすごく上がってますけど、これは災害かなんかと関連するのでしょうか。2点お願いいたします。

(熊野建設事務所 事業用地推進室長)

先、平成20年度からなんですけど、今まで用地買収のほう、進めさせていただいておったというのと、あと、もう1つは構造物なんですけど、その辺を着手させていただいたということで、やっぱり構造物になりますと、事業費集中投資というのもありますので、その辺でアップしております。平成16年から構造物のほうに着手しております、その部分で年度によって大きく事業費が上がるときと、若干ということもありますので、その辺は要望の段階で精査しながらしております。

(委員長)

特に意味がないということですね。何かがあったという意味ではないということですね。工事の進捗状況に合う話ですね。

(熊野建設事務所 事業用地推進室長)

工事の進捗によって若干の変動があるということです。

(委員長)

わかりました。ありがとうございます。他の委員の方、何か。委員。

(委員)

まず、スライドの10ページを。志原川です。ここで平成13年、平成16年と浸水が起こったということなんですけど、この原因はどちらかと言えば、河口閉塞に係るような原因というふうに私は思うんですが、その原因はどうなんでしょうか。

(熊野建設事務所)

熊野建設事務所の松並と申します。委員言われますように、志原川の河口部におきましては、先ほど、ご説明しましたように河口閉塞という問題が出ております。その影響を受けまして、その河口閉塞に伴いまして、河口部のほうが捌けないという状況がありますもので、その影響も受けた形で、河川の水が捌けずに下から浸水してきたという被害は出ております。

(委員)

そうすると次、今、スライド16ページ出ておりますが、現在、維持管理ということで、重機によって砂州の砂を撤去されてますね。その年間の費用というのは大体どれぐらいかかっておるわけですか。

(熊野建設事務所)

ちょっとお待ちください。調べておりますので。実は毎年の維持管理におきましては、県のほうから地元の自治体でございます御浜町のほうに委託をしております。その年間の委託費につきましては、おおよそ400万円ぐらいです。最近、調べてまいりました過去5年間の実績で申し上げますと、平成15年度は約400万円、平成17年度におきましては320万円ほど、平成19年度は220万円ほどという形で調べさせていただきました。

(委員)

そうすると、今のこの計画でいきますと、上流部から工事を着工されとるということですね。そうすると、この河口部に来るのに大体将来的に何十年というんか、どのぐらいかかるわけですか。

(熊野建設事務所)

実は委員言われとるように、河口部の対策につきましては、かなり集中投資というか、多額の事業費を入れて今、上流部をやっとるわけですけど。今、私どもの考えといたしましては、事業効果対費用効果的に上がる、特に人家等、直接被害が出るところを今、中心にやっております、それらを踏まえて、それからその次に順次、産田川のほうの中流域から上流部のほうへ考えておりました、最終的に河口の多額の事業費が要る暗渠工等の河口対策に入っとうと考えておりますもので、期間につきましては、かなり後になってしまうという状況です。

(委員)

そうすると、先ほど、年間400万円から300万円とかいう金が、あと、まだ20年ぐらい続くわけですか。

(熊野建設事務所)

河口まで行くのには、はい。ただ、実は河口部の年間の状況も、河口も自然の状況変わっとることもあるかも踏まえて、年間出勤する回数といいますか、作業時間が極めて

少なくなっている現実があります。

(委員)

これ今、15ページのスライドのところですね。井戸川のボックスの断面が出ておりますね。これはかなり何回か災害を受けたと思うんですが、大体、断面的にその河口部のボックスというんですか、その大きさはどれぐらいの断面ですか。

(熊野建設事務所)

井戸川の場合ですか。志原川で今、計画に位置付けとるのは、4連の口を持ってまして、ちょっと待ってください。これも調べております。

(委員)

大体そこで事業費がどれぐらいかかるんですか。

(熊野建設事務所)

約40億円ほど見ております。ですもんで、それに一旦手を付けると、そのスタミナが一気に集中していかないという状況ですもんで、中々難しくなります。

(委員)

次は戻っていただきまして、スライドの13ページのところで、志原川の1.9kmとか、3.7kmとかいうところがありますね。ここにハイウォーター(HWL)の表示はあるんですが、河床幅が大体どのぐらいなのかというのが、できましたら今後はちょっとこれを入れていただくと、よく分かるんですけどね。この絵だけ見ると、どのぐらいのものかというのはちょっとつかめないということ、これはお願いしたいと思います。

(熊野建設事務所)

はい、これから付けさせていただきます。

(委員)

それから、先ほど、委員長が言いましたが、コスト縮減のところ、スライドの26ページですね、そこでコスト縮減に努めますというんですが、できたら次回の再評価までにどのぐらい、何%ぐらいやりたいという目的を明確にさせていただくと、恐らく5年後に再評価にかかったとき、当初の目的に対してどうだったかという説明によって皆さんの創意工夫とか努力が報われると思いますので、そこら辺をできたら、出しにくいかもしれませんが、数字目標的にやっていただくとありがたいと思いました。

それから、できるだけ早く河口閉塞のところ、なんとかやっていただきたいと思います。以上です。

(委員長)

他の委員の方、何かご質問ございませんでしょうか。委員。

(委員)

志原川のことについてなんですけれども、すごく気になったのが、事業年数がものすごく長いということですね。他の河川の事業、規模とか事業内容とか、あと距離とかによって違うとは思いますが、大体みんな30年40年ぐらいなんですけれども、計算しましたら65年ぐらいですよ。昭和52年に生まれた子が65歳、年金もらう歳になるということを見ると、私も考えると自分も70超えてるぐらいになると思うと、あまりにも長過ぎるというか、それだけに被害額も絶対上がってくることで、25ページのスライドにあるように、この地元の方の要望書があるように、私もここに住んでたら言うと思います。自分が生まれてから死ぬまでの間、この被害に苦しめないといけないのかと思うと、本当に早期に、この工事を進めてもらわないと、どんどん、近年になって平成13年とか十何年とかに、近年になっても、この被害が続いているということは、今後も起こり得ることですよ。ですので、本当にこの年数というのは、平成20年まででちょうど半分ぐらいになるとは思うんですけれども。それで進捗率が12%というのは、この後、半分の間で88%は本当にできるんだろうかという心配が実はちょっとあるんですけれども、その算段。前回の再評価でも書いてありましたけれども、計画を持って何年までにどれぐらいするかという計画を作るってというようなことを、多分再評価のところで、5年までですか、あったんですけれども。その進捗の部分というんでしょうかね、なんというか、そのあたりの計画性というのはどのようになってるのかお伺いしたいです。

(河川・砂防室長)

河川・砂防室、久世でございます。前半のところでもお話をさせていただいたんですけれども、非常に事業予算半減している中で、選択と集中ということで、いわゆる河川整備戦略を平成18年度に策定させていただきまして、事業河川を絞り込みまして、その中でも志原川は位置付けまして鋭意やっといこうというところでございます。確かに事業予算、全体としてはパイは小さくなってきておるところなんですけれども、そういう15ヶ年の計画とか、また、こういった全体の計画を見ながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

(委員)

この志原川は、先ほどおっしゃられてた集中河川の30の中に入っているんですか。

(河川・砂防室)

はい、位置付けております。

(委員)

入っているんですね。でも、本当にできることなら、他の河川とかは半分ぐらいになってきて、5年延ばす、10年延ばすってなってますけど、最初からこの事業ってしょっぱなから65年間計画をされてるというのは、この時代を見込んでたのかなと思ってしまいますけれども。本当に人命に係わるようなことでもあったりするので、この事業はできた

ら延ばすんじゃなくて、早まるぐらいの勢いで進んでもらえるといいんじゃないかなと思ったりします。ですので、5年後の再評価の時には、事業年数が短くなりましたというようになるといいのかなと思いました。

以上です。

(委員長)

他に委員の方、他にございませんでしょうか。委員。

(委員)

お尋ねします。さっきの志原川ですけど、パワーポイントの15に出ていた重機ですね、先ほどの、200万円か300万円、年に要るって。これ平成53年完成するまでは、毎年、重機が来て採らないといけないんですか。

(熊野建設事務所)

申し訳ございません。これはいつもよく指摘される件でございまして、現実問題としては直接開削してやるという行為は、絶対ここは残ります。というのは、熊野灘に面した河川全て共通なんですけど、非常に外洋からの波浪の影響を受けまして、もう自然の川の力だけでは捌けないというのが、この川をはじめ、それから、先ほど紹介しました熊野市内の木本にあります井戸川、それから同じく御浜町、紀宝町にある例えば県の管理しとる市木川とか、ほか、紀宝町にも河川があるんですけども、同じように河川が本当に外洋に面して並行している河川もあれば、志原川も一応出てるんですけど、中々波の影響を受けると。これは共通なんですわ。特に志原川みたいなこういう河川におきましては、やっぱりこれが河口閉塞を起こしますと、最初、委員のご意見もありましたように、それが被害に結びつく可能性、大でございますもんで、こういう強制排除というか、こうやって備えております。これは基本的には無しにすることはできないと思っております。

ただ、実はこれも手をこまねているわけではございませんで、平成16年度の実は災害が起こった際に、この河口部におきまして砂州高を抑える工夫をしようということで、海中の中に、海岸事業でご承知のように人工リーフ的なものを設置いたしまして、完全じゃないんですけど、砂州はできるんですけど、その砂州の高さを抑えようという取り組みを行いました。その結果をこれからまたそれをきちっとを評価せないかんのですけど。これまでの評価でいきますと、平成16年災害を受けてやったんですが、平成19年度の実績でいきますと、それを整備してから、役場等とも情報交換するんですけど、かなり日常のメンテナンスの回数とが減ってきたと。それが結果として、さっき当初400万円ほどの委託額が200万円ぐらい落ちてきたということでもんで。

地域の方につきましては、それを行ってから浸水するというか、その状況はだいぶ変わってきたという意見も聞かれています。まだちょっと完全な評価あれですけど、短い期間でもんで、そういう一応取り組みはしております。

(委員)

ありがとうございます。この再評価とか、こういう事業の説明の中に、この重機が出て

きてるんだけど。私もあの辺りの川を思うと、この重機が出てきてきれいにするというのは工事の費用ではなくて、維持経費かなと思って、そういうところ辺は、この工事が完成しても必要であれば、また別会計から出るのかなと思ってお聞きしたかったんですけど。減るのは減りますよね。事業をすることによって重機の出る回数が減ったということですけど。完成してもずっと要るものなんですか。

（熊野建設事務所）

委員の言われとるのは、本当にうちの河川計画が完成して、河口対策の暗渠工まで整備できれば、これは基本的には要らないと。

（委員）

要らなくなるんですか。分かりました。

（熊野建設事務所）

今のこの砂州の井戸川ですね、こういう形でボックスを出すことによって、砂州の変動にかかわらず、基本的にもう外へ出しますもんで。

（委員）

よく分かりました。だから、これが完成したら、もう要らないというふうに思っているんですね。じゃ早くできれば、重機は出てきてもらわんでいいということですね。分かりました、ありがとうございました。

（委員長）

それでは、他にご意見無ければ、

（河川・砂防室長）

申し訳ありません。先ほど、委員のほうからコスト縮減、言葉で言うのはいいけれど、次回に向けて数値的なものを示したらどうだと。そうすれば達成した、しないとかいう評価できていいんじゃないかというご意見いただいたんですけど。決して怠けるつもりはないんですけど、実際、公共事業関係ですね、コスト縮減ということで、事務局の渡辺室長のほうが、そういったところ詳しいかと思うんですけど。国・県挙げてそういったことには取り組んではおりますし、そのときの数値的な目標も国全体としては上がっておるかとは思いますが、個々の事業の中で、これをいくつにというのを検討はさせていただきますけれども、中々難しいのかなというところがございまして。また、事務局とも相談をさせていただきますけれども、ちょっとここで、「はい、やります」ということは難しいのかと思ってますので、その辺、ご理解いただきたいと思います。すみません。

（委員長）

ここで休憩を取りたいと思いますけれども、意見書朗読はまとめて最後のところでのこののでよろしいでしょうか。



(公共事業運営室長)

はい、今からであれば1時間ということで、13時15分再開ということで。意見書につきましては、午後の部で2つ事後評価がございますので、その審議が終わってから、1時間、委員会審議を行う予定です。

それでは、再開を13時15分として、ただ今から休憩に入ります。先ほど言いましたとおり、答申につきましては午後の事後評価の審議の後、まとめて行わせていただきます。どうもありがとうございました。

(休憩)

(公共事業運営室長)

それでは午後の部のほう、再開させていただきます。

議事次第の4番目でございますが、本日、事後評価のほう、ご審査願います事業と、それから、事後評価につきまして事務局より少し説明させていただきます。

(事務局)

それでは、本日、ご審査をお願いいたします事後評価対象事業でございますが、お手元・・・(テープ交換)・・・の資料4、審査対象事業一覧表2ページをご覧ください。こちらの審査箇所欄、一番右の欄に印がついております。504番、505番の2事業でございます。事業完了後、おおむね5年が経過した事業でございます。説明につきましては番号順に行いますので、各事業の説明の後、質疑応答をお願いしたいと思います。

続きまして、事後評価の内容について説明いたします。資料の11、三重県公共事業事後評価実施要綱をご覧ください。まず、事後評価の目的ですが、赤いインデックスの11でございます。本実施要綱第2条に規定しております。こちらに記載しておりますとおり、事業完了後の効果や周辺環境への影響などを確認し、そして事業完了後であっても必要に応じて適切な措置を講じることを目的としております。

また、事後評価結果を他の実施中の事業や、今後、実施する事業計画へ反映させることも大きな目的としております。従いまして委員の皆様には、この目的を達成するために事後評価の結果が妥当であるかどうかをご審査いただきたいと思っております。

次に、事後評価の視点でございますが、三重県が事後評価を行うにあたりまして重要と考えました点は、事業完了後、現状がどうなっているのか。その現状を評価する中から、現時点で何が問題であったと考えられるのか。そして、その問題を解決するために何をどうしていくべきなのかということを明確にすべきとした点でございます。現状の把握の点といたしましては、本実施要綱第4条の事後評価の視点として規定しています

1. 事業効果はどうであったのか。
2. 事業を実施した際に、環境面に配慮したところはあったのか。また、事業を実施したことにより、環境はどのように変化したのか。
3. 事業が完了した現在では、社会経済情勢等がどのように変化し、今後、事業との関係をどのように考えていくべきなのか。

4．県民はどのように感じているのか。

の4つを掲げています。

また、これら4つの項目を評価した結果といたしまして、

5．問題点、今後の課題を明確にし、その対応方針を述べることとしておりますので、委員の皆様にはその妥当性についてご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。事後評価の説明については以上でございます。

(公共事業運営室長)

委員長、本年度初めての事後評価ということで、少し説明は長くなりましたが、事後評価で審議していただきたい点について説明させていただきました。これまでのところで何かご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

(委員長)

今、事務局から事後評価についてご説明いただきましたけれども、特に今年度から委員に加わってくださった方もいらっしゃいますので、何のために事後評価をやるかということ認識というか、よく理解していただかないと、その適切な評価もできませんので、もしも何かありましたら、遠慮なくお聞きください。特に今なければ、また後から審議中にこれはどういう意味ですかという話で聞いていただいても結構ですので、また本当に遠慮なく聞いていただければと思います。今のところ、とりあえずよろしいですか。

それでは事務局、次、進めてください。

(公共事業運営室長)

今まで審議していただいたのは再評価ということで、事業中の評価をやっていますが、事後評価は事業が全て終わって、今のところ5年経過した後でこれまでの事業をやった効果がどうであったとか、そういうところを県のほうが評価しまして、それを今日、説明させていただき、県の評価が妥当であるかどうかを皆様に審査していただくということでございます。よろしくお願いいたします。それでは、事後評価の審議をお願いしたいと思いますので、順番に説明のほう、させていただきます。

(委員長)

それでは農免農道事業504番、説明をお願いいたします。

(農山漁村室長)

農水商工部、農山漁村室の市野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは座らせていただいてご説明させていただきます。

農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業津北部地区の事業説明を行わせていただきます。なお、これからのご説明の中では、略して農免道路というふうに呼ばしていただいております。この図は計画平面図です。本事業は主要地方道津関線に並行しており、県道高野尾

下之庄線と県道一身田豊野久居線に接続する延長 5,794mの道路を新設いたしました。赤く着色されたエリアが水田の受益地を、黄色く着色されたエリアが畑の受益地を示しています。近辺にサイエンスシティがあり、また、中勢バイパスが接続されています。

事業の目的ですが、本地域は集落とほ場を結ぶ道路がいずれも狭小で、市場へ通じる主要道津関線は交通渋滞が著しく、農業関係車両の通行に支障をきたしていました。本事業で路線を新設することにより、流通体系の合理化を図るとともに、農業の近代化に合わせた農村環境の改善を図るものです。これは農免道路の標準断面図です。全幅員は7m、有効幅員は5.5mになっています。これは農免道路に隣接するサイエンスシティの写真です。サイエンスシティの奥には中勢グリーンパークがあります。

続きまして、事業の効果についてご説明いたします。この表は計画と現況の投資効果を比較したものです。計画では換算総事業費 25 億 2,231 万 6,000 円に対しまして、妥当投資額 37 億 7,855 万 4,000 円となり、投資効率 1.50 となっています。これに対し現況では換算総事業費 26 億 9,750 万 6,000 円に対して、妥当投資額 53 億 4,481 万 2,000 円となり、投資効率 1.98 となっています。なお、効果項目は維持管理費節減効果および走行経費節減効果がありますが、投資効率に対しましては、殆どが走行経費節減効果の影響によるものになります。これは走行経費節減効果の内訳を示したものです。

前回の概要説明のときに、委員さんからご質問いただきました一般交通についてでございますが、走行経費は一般交通と農業交通に分けて算出しています。一般交通は交通量調査により求めたもので、計画が年あたり 1,474 万 6,000 円に対し、現況が 1 億 3,997 万 3,000 円で、1 億 2,522 万 7,000 円の増となっています。また、農業交通は作物などの生産量から輸送交通量を算定したものです。計画が年当たり 1 億 8,093 万 8,000 円に対し、現況が 1 億 3,517 万 2,000 円で、4,576 万 6,000 円の減となっています。一般交通と農業交通を合わせると、7,946 万 1,000 円の増となります。これらの増減は一般交通ではサイエンスシティや中勢バイパス接続などにより交通量が増加したものとされます。また、農業交通につきましては、ブタの飼育数や水田の裏作などの減少により、輸送交通量が減少したものです。これは一般交通の交通量調査結果から交通量を算定したものです。計画では接続するそれぞれの県道で、実測および聞き取りを行い、推定流入量から最終的に換算 10 年後の年交通延べ台数を算定しています。現況は平成 18 年に直接 12 時間交通量を調べ、その数より年延べ台数を算定しています。ご覧のように計画と現況では交通量に大きな差が見られます。

次に、本地域の受益地の現状を示します。農地面積は現在、水田 341ha、畑 69ha の合計 410ha になっています。これは計画面積 411ha から殆ど変わりがなく、水田が転用により約 1ha 減少になっています。畑作はこの地域の特色である花木が中心となっています。ブタの飼育数は計画では 7,500 頭でしたが、現在は養豚場 2 箇所、2,500 頭が飼育されています。これは水田の状況でございます。同じく水田の状況でございます。これは花木の状況です。本地域は優良な花木の生産地域となっております。同じく花木でございます。トマトのハウス栽培も行われております。奥に見えますのが養豚場でございます。

次に、間接的効果についてご説明いたします。農免道路に隣接するサイエンスシティ内に中勢グリーンパークがありますが、農免道路ができたことにより行き来が便利になり、地域の方々の憩いの場として利用されております。また、農免道路内に安濃ダムを水源と

する中勢用水管が埋設されており、農道工事と同時に工事が行われました。現在は農業用水の安定供給が行われております。これが中勢グリーンパークでございます。赤の点線部に中勢用水管が埋設されております。

次に、環境面への配慮と環境の変化についてご説明いたします。まず、事業実施中に配慮した事項として、切土法面の保護および緑化を図るため、切土法面に客土種子吹付けを行いました。これは客土種子吹付けの施工前と施工後の写真です。法面の緑化が見られません。

今回の評価にあたり、受益地内の集落から 150 戸を抽出してアンケートをお願いしました。農家 67 戸、非農家 18 戸の計 85 戸から回答をいただき、回収率は 57%でした。その結果についてご説明いたします。農免道路の認知度については、98%の方が「知っている」と回答していただいております。地域で事業が認知されております。利用頻度につきましては、13%が「利用していない」と答えており、頻度に差はあるものの、87%の方は「利用している」と回答していただいております。利用目的は「買い物、病院などへの利用」が最も多く、次に「農業」、「通学、通勤」になっております。その他の利用目的では「集落間の行き来」や、「中勢グリーンパークへの利用」などがありました。

農業の経営形態についてですが、農業収入を副とする兼業農家が 61%を占めています。事業実施の結果、農業面の効果について。農地の維持管理については、55%が「楽になった」。農作物の出荷等については 46%が「楽になった」という回答をいただいております。農作業の大型機械化については、40%が「大型機械の作業が可能」になった。耕作の継続については、31%が「放棄をせずに継続できるようになった」と回答していただいております。農業面での効果がうかがえます。今後の農業につきましては、「自分たちで続けていきたい」が 50%、「子供たちに跡を継がせたい」が 26%。また、農地を守りたいですかの問いには、「守りたい」が 47%、「守りたいが難しい」が 45%となっており、課題はあるものの、合わせて 92%となっており、営農に対する意欲がうかがえます。

農業以外の効果では 97%が「効果があった」と回答しています。目的では、「目的地への所要時間の短縮」が最も多く、次に「集落内の乗り入れが楽になった」、「緊急自動車などの通行が可能になり防災上の安全が増した」など、多様な効果が認められます。

周辺への自然環境への影響では、「良い影響があった」22%、「悪い影響があった」32%、「変わらない」が 41%と意見が分かれています。良い影響の理由では、「明るくなった」、「先行き荒地にならない」などの意見がありました。悪い影響の理由では、「緑が少なくなった」などの意見もありましたが、ゴミの投棄に関する意見が多く、農免道路建設そのもの以上に一般交通利用者のモラルによる環境への影響が見られます。地域の景観への影響では、28%が「良くなった」、64%が「変わらない」との意見であり、景観への悪い影響はおおむね無いように思われます。

農免道路の管理状況は、41%が「適切に管理されている」。36%が「補修改善が必要」と意見が分かれています。補修改善が必要な部分としては、「草刈の回数を増やしてほしい」の意見が多数あり、「ガードレールなどの安全施設の設置」や、「ゴミの清掃」などの意見もありました。

今後、このような農免道路の事業を実施する場合に、周辺の環境などに配慮すべき点について意見を伺いましたところ、景観維持のため維持管理の徹底、自然環境と道路の必要

性を考えた事業の実施、不法投棄に対する対応、照明灯の設置などの意見をいただきました。

今後、このような事業を実施する場合に、改善すべき点について意見を伺いましたところ、道路幅を広くする、農作業車の優先、歩道の設置、ガードレール、カーブミラーなど、安全設備の設置、ゴミ不法投棄への対策、農産物直売所、農村公園などの設置などの意見をいただきました。

以上のアンケート結果についてまとめますと、農免道路の効果につきましては、農業面での効果も見られますが、それ以外の効果が大きいと思われます。農免道路の維持管理につきましては、適切に管理されているとの意見もありますが、ゴミの不法投棄や草刈に対する不満も多く見られます。今後の農業につきましては、営農に対する意欲は見受けられますが、後継者等の問題で不安がうかがえます。

今後の事業への課題としましては、道路の拡幅や安全施設の設置等への要望が多く見られました。これらは一般交通量の増加により、必要性が増したものと思われます。今後の課題ですが、一つは一般交通量の増加により、ゴミの不法投棄や農業車輛交通への影響など、地域に課題が生じています。

次に、営農については、意欲はありますが、後継者等の問題があり、継続に対して不安が見られます。

今後の対応方針でございますが、まず、都市近郊の農免道路につきましては、将来の営農形態や交通量の変化等を十分に勘案し計画を行う必要があると思われます。

次に、農地を維持していくためには、担い手等への集積や地域全体での農地、農業用施設の管理を推進する必要があると思われます。なお、当地域の一部で、農家と非農家が一体となって農地、農業用施設を管理する「農地・水・環境保全向上対策」が実施されております。以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

(委員長)

ありがとうございます。では、これから審議に入りますが、委員の皆さん、今の評価が妥当かどうか、評価の妥当性について何か関連質問はございませんでしょうか。

最初に私のほうから質問させていただきますが、資料の下の番号でページ数とさせていただきますけれども、1ページ目、すなわち事後評価書ですけれども、これの事業費で国が2分の1、県が30分の8となっておりますけど、他の30分の7の他というのは、これほどこからなんでしょうか、具体的には。

(農山漁村室長)

30分の7については市町のほうからです。

(委員長)

そういう意味ですね。分かりました。

それから、9ページあたりの投資効果のところ、妥当投資額というのがありますけれども、これ事後だから妥当投資額となっているんでしょうけれど、いわゆる事前の評価の事前とかでいうベネフィットと考えてよろしいんでしょうか。ベネフィット的なもので、要す

るにこれをベネフィットと考えると事業費との比を取って、下の投資効果というのがB / Cだというふうに考えればいいわけですよ。

それから、最後に現段階ではちょっと最後ですけど、アンケート色々取られているんですけども、例えば27ページの問いの4の2で、農作物の出荷について、困難になった9%というのがあるんですけど、これ具体的にどんなイメージなんですか。せっかく道路つくって困難になったというのは。結構それが10%近いんでね、多いので。もしかして利用を把握されてるんであれば、聞きたいなと思ひまして。

(農山漁村室長)

農免農道のほうですね、整備された後、サイエンスシティとかできて、先ほども話をさせてもらったんですけども、一般交通量がだいぶ増えてきたというような状況があります。農作業車が走るときに、そういう一般交通車両が増えたことによって、だいぶ走りにくいよというふうな話があるってということだと思ひれます。

(委員長)

目的外の車が入ってきたことによる渋滞ですね、結局は。分かりました。ありがとうございます。私の質問は今のところ、これだけにさせていただきますので、ほかの委員の方、委員お願いいたします。

(委員)

交通量調査というのは月の内に1日と15日と、なんか3回に分けてやるとか、そんなんをするんですか。たまたま年1回したぐらいの交通量調査ではないですよ。

(農山漁村室)

この事業は平成14年に完了した事業で5年経ってますので、どういうふうな状態になっているかというのを調べよかということで、平成18年に1日だけ実施しました。

(委員)

1年の内に1日だけ。

(農山漁村室)

そう、1年の内じゃなく、5年の内に1日しました。

(委員)

5年の内に1日して交通量調査というんですか。そういうもんなんですか。

(農山漁村室)

それはもう考え方やと思ひますよ。確かに何回もやればやったほうが把握しやすいですが。

(委員)

そりゃそうやけど。交通量調査が多なったとか何とかっていうのでも、私たちも車に乗ってて、こんな日に交通量調査してもあかんと違うというような暇な日にしてるのと、それから日曜日にしてるのとか、そんなんありますやん。そんなんを何回もして平均をとるとか、そういうもんでなくて、5年の内に1回したら、そんでそれがええやんっていう感じですか。

(農山漁村室)

この場合は、この事業の効果を見ているもんでなんですけど、普通、例えばそういうセンサスとかを作る場合には、例えば今言ってもらったように月曜日とか金曜日やとか土曜日とか日曜日と、ちょっと普通と違うような形態になるもんで、火曜日にしましょうとか、そういうふうな細かい交通量調査をする決まりは割りとあるんですよ。

だけでも、この場合はこの事業でこの道路がどうかということ、僕らも何回か事業終わった後、行っているんですけども、数字的なものとして残しとこうと。チェックしてみようということで1回だけ。そら3回でも10回でも出来ればいいのですが、1回だけ今回はやったということです。

(委員)

交通量調査の結果、こうやって増えてきたと言われると、私たちが聞いたときに、月の内に2回か3回して、その平均を取って大体こんなやなあっていうものなんかかと思ってました。

(農山漁村室)

そのほうがベストですね。言われるほうがね。例えば四季にもよって農業やったら春とか。

(委員)

全然違いますよね。冬、雪降ってんのに。農免道路を使うことに対してのあれやったら、そんなんがあったほうがええのにって思ったんで、それを聞きましたのと、それからもう1つ、一番最後の次、また広く使いやすくして、今後の対応でどうのこうのでありましたよね。それを見せてもうたときに、例えば何にもないところに照明灯がついた。たったそれだけで、私たち普通の者は通るのはええねって、ここ明るいでええよねって言ってるんやけど、その地面の作物にしてみれば、こんな夜な夜な灯りとってもうたら、昼か夜か分からんようになって、収穫量が減ったっていうようなこと、米の場合やったら余計聞きますよね。せっかく農免道路を作ったのに、収穫が減っても経済波及効果が大きいと私は思えないんで、道をつくれればつくるほど、いや農業のために言ってでも、普通の人もいっぱい走る。まして産業の人走る。走ったらあかんとは言えへん。そんなときに公害っていうか、それによってその横の本当に守らなくてはいけない農地が、結局作れへんようになってということはないんですか。

(農山漁村室)

そこまでは聞いてませんですね。例えば排気ガスで米作れんようになったとか。

(委員)

それはちゃうと思う。私。

(農山漁村室)

あんまりそれはアンケートの中ではありませんでしたね。そやで県民の意見をこのアンケートとかで取らしてもらったり、担い手とかに聞きに行かしてもらったり、色々現場でさしてもらうんですけども、そういう今委員が言ってみえたようなことは、直接は聞いてませんが、実際そういうことがあると思いますよ。

(委員)

私はあると思うよ。

(農山漁村室)

けども、アンケートでは聞きませんでした。

(委員)

そうですね。灯りを点けたために、ここの田んぼの収穫減ったっていうことをよく聞いて、道路を広げて走りやすくするのが、果たして農作物をあっちへ持てたりこっちへ持てたりするのにええだけじゃなくて、他の悪い面もあるんじゃないかなと思ったのと、それから、やっぱりそういうのをするとき、そこまでもしてもらわなあかんよなと思うのと、それから種子をどうのこうのてありますやろ。法面に草の種を蒔くんですよ。その効果じゃないんかどうかな分からんけど、セイタカアワダチソウに代わってコスモスの黄色いみたいな、あれが今度は在来種みたいな何かを脅かしかとるか何とかていう話も聞きませんか。今度はあれが公害になってるってことも。そういうこともせっかく法面に何かして植えたのに、今度は何植えたんやということになるとあかんあと思ったんで聞いてみました。

(農山漁村室)

ちょっと補足させてもらおうと、この場合は照明灯は点けてないんですよ。だから今度どんなにしたらいいかということで、「もっと道広うしてくれ」とか、「照明灯点けてくれ」というようなことの意味が出てきたと、アンケートが出てきたということをお知らせしています。それは非農家の人だと思うんですよ。農家の人は「農作業車を優先するようにしてくれ」とか、そやで色んな意見があったということですね。

それとさっきの客土種子吹き付けについてなんですけども、種を5種類入れるとか、何とか3種とか、そういうふうにして入れてくんですけども、なるべく今は言っていたような在来種を入れてこうとか、そういう考えが多くなってきています。この当時はだいぶ前なので、外来的なものも入れてますけども、今、言われる黄色い花が出て駆逐してく



とかいうことは起こってませんね。

(委員長)

他の方、委員、お願いします。

(委員)

農業している仲間たちのこの道の問題なんです、これって本当に拡張することによって農家が守られてるんでなくて、その近くで通勤する人や、買い物の人のための道路になってるケースのほうが、今現在多いですよ、どこ見ても。多いように思われます。抜け道したら早いから。

で、やっぱりこれ、さっきも言われたように、委員が、道路の幅を広くする今後の課題の改善なんです、広くすると、一層交通量が多くなるケースが本当に出ると思います。農家のために何をやるかと言うたら、農家が優先的に使えるこれは道路であって、農作業の農繁期に本当に通勤の車が通ると邪魔になるんですよ。止めとると、ブブッと鳴らす。あんたらの通る道違うやろ。私たち農家が一生懸命がんばってつくった道やと言っても、中々一般の人、そういう理解でないです。

だから拡張するというより、ポイントポイントに広くした待避所みたいな、農機具でも車でも置ける、その程度やったら経費も削減できるし、せっかく整備しても、さっきも河川で出たんですが、草刈の問題が出るんです。草刈というのは、田は貸借で貸してもらうけど、地主は地代を取るわ、草刈せいわって、とにかく農業者の仕事は増えるばかりで、こういう道っていうのは、自分の法面もしなければいけないし、横の道路の法面もしなければいけない。倍以上の労働力がかかるんですよ。

そういう点をやっぱり改善していくためには、さっき言われた花の種を蒔いて、在来種でもあれ本当に景観にいい花々でしたら、通る者にとっても心安らく道路になるんです。ですから、そういうところを十分に注意してもらうのと、せっかく道良うなったのに、後継者問題でだいぶ悩んでいる方が多いです、これは何でやるなと思って。出荷も近かったし、この辺は都市にも近いのに、どういう面で何で守っていかれないのかなと思って。でも自分たちだけでは続けていきたいというの、きっとこれお年寄りの方だと思うんですよ。ですから、もうせめて若い担い手が、道路を付けることによってこういう利益が出ました、もっと若い子、ほんならがんばろうよという何かええ策がそちらのほうではないでしょうか。勿論、自分たちもがんばらなくてはいけないけど、そういう方針的なもの、何か本当にいい方針を見出していただいお教えていただけたらいいなあって、これずうっと見て、まだいっぺんに出てこないんですけど。今、思い当たって見たのは、これが特に印象に残った。草刈は本当に重労働です。農業者にとって。いつも問題になっているのもそれです。誰がするんやってなすり合いではなしに、近くの者がするようになるんで、そういう面もやっぱり考えていかなければいけないかなって思います。やっぱりそちらのほうもいい策があれば、どんどん指導していただければと思いますがいかがですか。

(農山漁村室長)

先ほどの照明灯とか道路幅につきましては、アンケートの中の方のご意見でございます。今後、道路の整備にあたりましては、先ほどのご意見とか、照明灯につきましては、交差点とか特に危険と思われるようなところ。道路幅員につきましては、農水省のほうなんかでも、うちの道路の基準がありますので、要望があったで広くするとかいうふうなことはできませんで、やはり基準に合致したやつで、先ほど申されましたように、待避所なんかは随時設けられますので、そういうふうな面は工事の中で対応していきたいというふうに思っております。

それから、草刈ですが、先ほど農業者の話が出たんですが、この地域に限らず、日本全国なんですが、三重県だけやなしに、そういう農業者の後継者問題、それから高齢化、山のほう近くなりますと過疎化とか、農業そのものが守っていくのが大変困難な状況になってきてます。地域によっては、集落営農ということで、集落ぐるみで先ほど言われましたような水路とか道路の草刈をみんなでやると。担い手のただ一人の人だけがやるんじゃないで、まだそういう水田とか水路については、町の人なんか色々水田がありますと、大雨が降ったときに、一時的に田んぼへ水が溜まりますもんで、一気に水が流れないということで、町の人とか集落への効果といいますか、益があるというふうなことで、非農家の方と農業者の方が一緒になって管理をするという事業が国のほうでございまして、国と県と市町で、補助金になるんですが、そこで今画面に出てます「農地・水・環境保全向上対策」ということで、農業用施設の管理とか、それから周辺の景観とかに対しまして支援するような事業がございまして、県下でもかなりの1万4,000haほどで240、50組織だと思っております、そういう取り組みを始めております。

農業も後継者の問題なんかもありまして、ここの地域では担い手が7人と聞いております。それから集落営農も組合を作りましてやっておるということで、個々個人のやっぱし先行きの不安というのはあるかと思うんですが、そういうふうな形で管理、それから営農についても取り組んでいただいております。

以上でございます。

(農山漁村室)

ちょっと付け足しになるんですけども、今、これは農業の道やもんで、農業してない人は走ったらあかんような感じでちょっと僕は受け取ったんですけども、実際これは当然、農免農道ということで、農業をするための人を主目的にはしとるんですけども、当然、みんなに通ってもうたらええんですわ。

(委員)

それはよく分かってるんです。みんなに通ってもうたらいいのは分かるけど、優先順位から言うたら、農業者を優先にしてあげてよというのが、この農免道路という意味で言ったんであって、そやからその農業者が邪魔になるでってプップって鳴らされたらね、頭に來ますよね。うちら優先道路やのに何でって。そういう面を今、言いたかったんです。みんなが通って、自分も通ってる身やから、みんなが通ってる道やというのは分かるんやけど、もうちょっと優先的にしてもらうには、さっき言った待避所とか、ちょっと軽トラック置いておくようなところを作ってもらえたら十分かなと思いました。

集落営農は私たちのほうもありますけどね、集落営農の中の人々がぼやいてるのが、その草刈がね、もう本当に頭が痛いところでして。草の生えない芝生とか、そういう研究も今みんなでしょうと言ってますのでね。そういうこともまた考えていかないかん。こんだけ広い道ですから、考えていくべき面もあるんじゃないかなと思います。

(農山漁村室)

ありがとうございます。もう1つだけ、よろしいですか。伊賀とか多気とか紀南のほうとかなら、みんなが農道なので自分らが管理しようかといって、そういうスタンスですが、ここは都市部になってきたので、それで割と農業の方から見れば、「何で俺らだけするのか」、「みんな通っているやないか。みんなそれにゴミを捨てている」、そういう問題点がある。

(委員長)

では、委員、お願いします。

(委員)

問いの11で問題点というか、配慮する点が4点抽出されたわけですね。これに対しての具体的な対応策というんですか、そこら辺は考えてみえるわけですか。

(農山漁村室)

問いの11というのが、今後、事業を実施する場合に、周辺の環境にアンケートで言われたということなんですけども。基本的には景観維持のために維持管理の徹底ということについては、今、最後のとこにあった「農地・水」という非農家の方も農家の方もというふうなのでできればええなあと思うんですけども。実際、ちょっとえらいかなと思って。なるべくもっと今みたいな啓発的なことをして、ゴミを捨てないでいこうとか、農家の人を中心にするような道路というんですか、そういうことを集会とかそんなんで言っていたくようなこととか、照明灯の設置は考えてないんです。

それと不法投棄に対する対処も、今のところは考えてないんですけどね。

(委員)

もう1点、36ページのところ、今後、事業への課題というところで、道路の拡幅や安全施設の設置要望が多いということなんですけども、農免道路の場合は、当初、初めから拡幅というのはやらないんですか。それやっとならんでしょ。

(農山漁村室)

といいいますのは、交通量で勿論、幅員は決めてますので、構造令なり。これは基幹農道ですので、構造令に沿ったような道路にしています。

(委員)

だから当然、当初から拡幅はあるわけですからね。それに対して、まだこの道路の拡幅というのは、その待避所的なものの要望なんですか。

(農山漁村室)

それもありますし、例えば交通量の一般交通を割りと少なく見積もってしまったというのか、ここは割りとあるんですよ。それで、急に平成7年にサイエンスシティの計画ができたような計画の中で、そういうこともあったもんで、もう一つ状況をもっと把握しとかなあかなという反省点を持ったんですわ。

(委員)

そうすると、今の舗装構成は今の交通量でいくと、クリアーしとるんですか。

(農山漁村室)

そうですね。L交通ですので、一応はクリアしてます。

(委員)

それでも津市に移管されたわけですか。津市が今は維持管理のほうをやられとるわけなんですね。

(農山漁村室)

していただいています。

(委員)

ありがとうございました。

(委員長)

他に何かございませんでしょうか。

委員。

(委員)

28ページの農業面での効果の問い4の4についてお聞きしたいんですけども、耕作の継続についてということで、31%が放棄せずに継続可能というふうなお答えなんですけれども、これ、効果がどのくらいあったかということで、31%が本来は道路ができなかったら放棄しようと思っていたのが、継続が可能になりましたと、こういう意味にとらえるのでしょうか。

(農山漁村室)

そういう意味です。

(委員)

すごい効果がありますね。そういう意味では、道路できなかつたら、もう農業止めようと本当に思ってみえたけど、だから農家の67戸の方の31%の、本当にそういう意味です

か。

(農山漁村室)

それで後でも出てくるんですけども、例えば次の中山間地域のところにあるんですけども、ほ場整備をしたところが、基盤の整備というんですけども、そういうのをしたところについては、やっぱり耕作放棄になんかになってないんです。

(委員)

なんか将来明るいわって感じがするのかも分かりませんね。

(農山漁村室)

いやあ、そう思って頂ければ、なおいいんですが。そこまではどうでしょうか。

(委員)

どう思っているらして継続しようと思われたかなっていうのがとても。

(農山漁村室)

やっぱり耕作しにくかったり、道無かったりしたら、大変ですよ、行くのが。

(委員)

この左側が大型機械化についてということで、大型機械化が可能と、こういうことで色々、じゃ農業続けましょうということになったということですね。分かりました。ありがとうございます。

(委員長)

他にございませんか。委員、お願いします。

(委員)

ちょっと戻ってしまいそうなんですけど。36ページのアンケート結果の部分であるとか、先ほど言った課題ですね、今後の実施する場合の34ページとかにもあるように。ゴミの不法投棄なんですけれども、そのゴミは主に缶とかゴミとかそういうものなのか。それとも大きい物、だから電化製品とかそういった物も、そういうのはあるんですか。

(農山漁村室)

あったです。

(委員)

やっぱりそうですね。これ、農免道路に限らず、林道とかもそうだと思うんですよ。うちの地元のほうの林道とは言えないですけど、抜け道に使われてる、もう直ぐそこに山ってというような所とか、もう直ぐそこに谷というような所とか、本当にオートバイとかね、

冷蔵庫とか、もう今やお金払わないとリサイクル法でいけないような物がいっぱい転げ落ちてるわけなんですね。そこの山の土地の人たちは大変困っているんですね、そういう物が捨てられてると。そういうために、先ほども委員がおっしゃられたように、車をちょっと停めるため、作業をするために停めるための待避所の部分が、それを作るがために、そこに置いて荷物を楽に捨てられるというふうになってしまうから、そこを閉じてしまうことになるんです。結局便利のためにつくった道なのに、そういうポールかなんか立てて車を入れられなくしてしまって、使えなくなってしまうというようなことが、私の地元の周辺でもたくさんあるので、これは本当に農道に限らず林道の課題でもあるので、この課題は今後、アンケートで取って分かってきたというんじゃなくて、想像できることなので、今後、林道とか農道とかつくられるときに、そういうことを対策したようなものを何かつくっていかないと、想像できる課題を、やっぱり直ぐにそうなる前に食い止めるようなことを考えてかないといけないんじゃないかなと思いました。

(委員長)

他にございませんでしょうか。

そうしましたら、私からですけども、そもそも先ほどからちょっと出てますけれども、農免道路を企画するとき、農業用の交通量がほぼというか、たくさんないと説得力に欠けて予算が取れないというのも非常に普通のこと、だからといって、じゃ実際は一般の車が通ることを想定してないかということ、想定しているのが当たり前の話で、その辺のところを色々うまく使っていけばいいんだけど、そもそも後で出てくる中山間の話にしたって、何にしたって、非常に危機的な、もうほぼ終わりかけてると言うてもええほどと言ったら失礼ですけど、それをいかに活性化して日本の農業を守るかていうのに繋がるというのが、色々な農水商工部でやられている事業の目的だと思うんで、そこらあたりを、これは評価の問題なんだけれど、評価で繋がってるかどうかていうのを、何を目的関数にするのか、よく分からないんだけど。私はこうしたらええと言うてるわけじゃなくて、だからこれつくって、これだけ良かったですよというのが見えるような評価の方法をちゃんとしないと、事後評価のときに、効果があったのかていうのが分かりにくいのと、説得力に欠けるというように思うんですね。それが道路つくったから、農家を続けましたていうのなんかいるはずないって、さっきまで思ってたんですけど、実際 18 人が 19 人が、67×31%の人が放棄せず継続可能と言うてはるんで、1枚の図だけでも非常に評価としては高いのと違うかなと私は、なんか未だに信じられないんだけど。でもこれが、いやいや嘘とは言っていないやけど。これ1枚でも評価は高いと思うんですよ。この場合はこれでいいんだけど、普通、こういうのが出てこないときに、これをやりました。だから日本の農家は 18 人助けたら、それでもう今は非常な効果があったと思うんで、その辺が分かるような何か工夫の評価でのプレゼンテーションの仕方ていうのか、評価書の作り方ていうのを考えていただいて、何か作ったから、5 年見てる間に農業が挽回したというのは中々無理だと思うんですけど。長期的に見ないと、中々無理かなと思うんだけど。何かそういうふうなのが分かるような仕組みを作っていたら、結果を評価するほうとしては、非常にありがたいかなというふうに、それはコメントです。

それでは、よろしいでしょうか。それでは、これで何も無いようですので、中山間地域

総合整備事業 505 番の説明に移ってください。

(農山漁村室長)

前回、概要説明のときにいただきましたご質問につきましても、一緒に今回、説明したいと思いますので、少し時間が長くなるかと思いますが、お許しいただきたいと思います。

それでは中山間地域総合整備事業多気中部地区につきましてご説明申し上げます。

当事業は用水路や排水路、農道などの農業生産基盤を整備することにより、農作業の省力化や、農業経営の安定化を目指し、併せて農村集落内の道路や排水路、活性化施設などを整備することにより、農村生活環境の向上など、地域の振興を総合的に図ることを目的としています。ご覧のとおり、3町村の全域で事業を展開いたしました。事業費は38億7,000万円でございます。内訳は農業生産基盤が13億700万円、生活環境基盤が16億4,700万円でございます。

次に、それぞれの工種の整備前と整備後についてご説明いたします。水路は土水路をコンクリート水路に改修いたしました。これにより漏水が防止され、水不足が解消され、土砂上げなどの維持管理も省力化されました。排水路整備では排水路を設け農地への冠水を防ぎ、湿田を乾田化いたしました。農道の整備では、舗装を行ったり拡幅を行っています。大型機械などの通行がスムーズにできるようになり、米や柿などの輸送効率がアップし、加えて維持管理も省力化されました。ほ場整備により一筆が広くなり、排水も改良されて大型機械で作業できるようになりました。この写真はいずれも勢和村の上出江のもので、距離的に離れていませんが、整備の有無により773このような顕著な違いが出ています。中山間地域においては、優良な農地でも整備されていないと、耕作放棄地になる比率が高く、反対に条件的に不利な農地でも、整備をすれば維持管理が軽減され、優良な農地として適切に耕作されるようになります。

次に、委員からご質問いただきました農地防災についてご説明いたします。当事業において実施した農地防災は、7箇所のため池の工事でございます。下の図のように盛土や張りブロックを施工して、ため池の漏水や法面の侵食を防止いたしました。また、洪水吐を整備し、堤体から水が溢れ出すのを防止し、ため池の崩壊を防ぎました。

次に、鳥獣害対策はどうしているのかと委員からのご質問をいただきましたけれども、当中山間事業でも特認事業として旧勢和村の車川地内で獣害の防護柵を設置いたしました。特認とは特別に認められたという意味で、当時、この工種は被害が著しい山間部でしか認められませんでした。その後、全国的に被害が増加したことから、平成19年に鳥獣害防止特措法というのが制定されて、今後、有害鳥獣の捕獲、防護柵の設置とか、追い払い体制の整備など、防止対策を総合的に実施するようになっております。

次は農業集落道の整備でございます。集落内の道路を拡幅、側溝を布設し、通行が便利になっております。これは集落排水です。集落内の排水路の断面を大きくして溢水を防ぎ、蓋をかけて道路も広く利用できるようになりました。景観も向上しております。

次に、事業で整備した3つの活性化施設についてご説明いたします。これは多気町の「五桂池ふるさと村」の活性化施設で、直売、加工、研修などを目的に建設いたしました。直売所へは地域内外から買い物客が訪れます。出荷する農家は年間延べ1万8,000人、買い

物客が 19 万人訪れ、安全・安心な農作物や加工品を安く購入できるとして高い評価を得ております。この写真は当中山間事業とは直接関係いたしません、地域の高校生たちが経営するレストラン「まごの店」です。「おばあちゃんの店」の食材で高校生がヘルシーな料理を作り、それがおいしいとマスコミなどで評判になり、この地域に多くの人が訪れるようになりました。また、下の写真は小学生の描いた「おばあちゃんの店」と「まごの店」の壁画です。世代間のつながりや、2つの施設に対する地域の思いを感じさせるものです。

「おばあちゃんの店」、「まごの店」は五桂池ふるさと村の中にあり、地域の観光名所となっております。ここで委員からご質問のありました五桂池ふるさと村の利用についてご説明いたします。右のグラフは五桂池ふるさと村の入り込み客数を示しております。事業を着手した平成 7 年度は約 14 万人でしたが、「おばあちゃんの店」が開店した 10 年度以降、大きな伸びがあり、現在は約 30 万人の入り込み客となっております。

次に旧勢和村波多瀬の「元丈の館」は展示、集会、研修などの目的で整備いたしました。村出身で江戸時代に活躍した薬草学者野呂元丈に関する資料を展示しております。地域の集会や、地域で栽培された薬草、ハーブなどを素材にした料理教室が行われております。館内のスペースを利用して地域で採れた農産物などを販売するようになってから、利用者も急増し、平成 19 年度は当初の利用見込み客 5,536 人に対して、5 万 6,900 人と多くの人に利用されております。当事業とは別に整備された足湯は、訪れた人々に「安らく、癒される」と大変好評です。足湯に浸かった後、農産物を買って帰るといった利用客が多いようです。さらに「元丈の館」では、地域のボランティアを講師にした自然学校が年間 15 回程度開催され、都市と農村との交流の場となっております。

「ふるさと耕房大台」は、大台町長ヶの、廃校になった小学校を改装し、研修、体験、農産物の加工、特産品の開発施設として整備いたしました。耕房では餅作り、草木染めなどの体験ができ、都市と農村の交流の場として利用されています。また、ここは特産品の開発の場であり、この耕房から大台町特産のお茶を練り込んだ「茶々うどん」、餅菓子の「ないしょ餅」、草木染めのスカーフなど、新しい商品が生まれました。ここで生産された特産品は、「道の駅大台」や、「おばあちゃんの店」で販売されております。特に「ないしょ餅」は午前中に売切れるなど、大変な人気商品となっております。本事業ではこれら建物などのハード事業がメインでございますけども、このように施設を活用して地域が一体となって活性化に取り組んでいただきたいと思います。本日は委員の方々にその人気のあります「ないしょ餅」をご試食いただきたくお持ちしましたので、また後ほど、お召し上がりいただきたいと思いますと考えております。

次、ここで費用対効果についてご説明いたします。農業生産基盤整備の内、農業用排水について、計画と現時点を比較いたしました。総事業費は 8 億 8,495 万円で、事業量が減となったことにより、8,550 万 7,000 円減額となっております。年総効果額は 1,199 万 2,000 円の減となっております。その内訳は、作物生産効果は計画時に収益性の高いキャベツやトマトの面積増を見込んでおりましたが、その後、価格が下がり、収益性も低下したことから小麦が栽培されるようになり、2,569 万 1,000 円の減となりました。営農経費節減効果は、大型機械の導入等により効率が高まり、作業時間が短縮されたことから 1,497 万 9,000 円の増となりました。維持管理費節減効果は、ポンプを 1 基削除したことに伴い、維持管理費が減となり、62 万 4,000 円アップしました。更新効果は整備によって用水、排



水などの機能が継続して発揮される効果ですが、事業量、事業費の減に伴い、190万9,000円の減となっております。以上の年総効果額から妥当投資額を算出しますと、9億9,367万7,000円となり、投資効率は0.01アップして、1.04となっております。

活性化施設の利用人数をグラフで示しております。グラフ上の赤線は計画上の利用見込み人数です。「おばあちゃんの店」は年間利用見込みが1万7,942人に対して、平成19年度は1万8,240人、利用率は102%でした。「元丈の館」は年間利用見込み5,536人に対して、平成19年度、5万6,900人、利用率は1,028%でございます。「ふるさと耕房大台」は利用見込みが年間4,949人に対して、平成19年度3,489人、利用率は70%でした。目標は下回ってはいるものの、利用人数は年々増加してきております。

次に、県民の意見を徴集するため、地域の人へのアンケートと、施設を訪れた人へのアンケートの2種類のアンケートを実施いたしました。まず、地域の人へのアンケートですが、地域内、全63集落から事業費の大きい16集落を抽出し、320戸に調査をいたしました。全256戸から回答がありまして、その内訳は農家が174戸、非農家が82戸です。事業の認知について、84%の方が当事業で整備が行われたことを認知しておりました。農家に対して農作業の委託状況を尋ねましたところ、全体の51%が何らかの作業を委託しており、その内、19%につきましては、代掻き、田植え、稲刈りなどの・・・(テープ交換)・・・48%。農作業が楽になった40%、耕作が続けられるようになった14%、耕作放棄地対策として効果あり10%など、事業による省力化や、耕作放棄の防止効果が評価されております。活性化施設への出荷については、「出荷している、したことがある」、「出荷してみたい」が合わせて36%と関心も高く、農家と活性化施設のつながりができていると考えられます。ただ、さらなる出荷の増につきましては、受け入れる側の活性化施設の容量もあって困難な状況でございます。今後の農業の方向につきましては、57%が今後も農業を続けていきたいとしており、事業実施により営農意欲が高まっております。一方で28%が農作業を委託したいとしており、その内、約半数が全ての作業を委託したいと回答しており、今後、受委託への取り組みをさらに進めていく必要があると考えてます。

生活環境基盤の効果については、61%が「効果があった」としており、その内、「道路の通行がスムーズになった」34%、「集落内の排水が改善された」32%など、事業の実施が地域の生活環境の改善に寄与していると考えられます。3つの活性化施設について、効果があったとするのが、「おばあちゃんの店」90%、「元丈の館」76%、「ふるさと耕房大台」62%で、特に2つの交流施設は高く評価されております。農地や施設の管理状況については、「適正である」54%に対して、「適正でない」が4%となっております。土砂上げや草刈り、道路補修などの維持管理が概ね適切にされていると思われまます。自然環境への影響について、「良い影響」、「変わらない」が42%に対して、「悪い影響」4%と、事業による負の影響は比較的小さかったと思われまます。ただ、「用水路から魚類が減少した」との意見もあることから、今後、事業を行う際には、十分配慮した対策を取る必要があると考えまます。また、景観に関しては、「良い影響」、「変わらない」45%に対し、「悪い影響」は1%でした。

「ボランティアによる活動で花を植えるようになり、景観がよくなった」、「ゴミが捨てられなくなった」など、景観に対するプラス評価が多く見られました。今後の事業実施する場合の配慮点について聞きましたところ、「地域の意見を計画に反映させること」、「自然環境や景観に配慮すること」などの回答をいただいております。

次に、施設を訪れた人へのアンケートについてご説明いたします。集客交流を目的に整備した2つの施設、「おばあちゃんの店」、「元丈の館」を訪れた方にアンケート調査を実施いたしました。193名から回答をいただきました。来訪者は両施設とも多気町内が約20%、町外が約80%で、町外からの利用が多く、「おばあちゃんの店」で90%、「元丈の館」で88%の方がリピーターの利用でございました。利用目的では、両施設とも農産物や地域の特産物の買い物が一番多く、「元丈の館」では足湯や食事、交流、社交、研修、学習、体験など、多目的に利用されております。施設の印象については、「おばあちゃんの店」ではハード面、ソフト面とも「やや悪い」が3%に対して、「良い」、「概ね良い」が50%を上回っていました。同じく「元丈の館」は、「良い」、「概ね良い」が約90%と、訪れる人の満足感が見られます。また、「地域の活性化に役立っているか」については、両施設ともに約90%以上の方が「役立っている」、「概ね役立っている」と回答をしております。自由意見では「おばあちゃんの店」では野菜などが安く、安心して食べられる、旬の物が豊富で良いなど、農産物への評価が高く、一方で土日は駐車場が混雑するなどの意見もいただきました。また、「元丈の館」では、静かな環境で落ち着く、足湯が良かったなど、訪れた人が安らぎや憩いを感じ、良い評価をしております。一方で進入路が狭いので、拡幅する必要があるなど、アクセスに関する意見もいただきました。

最後に、今後の課題と対応についてご説明いたします。中山間地域においては、過疎と高齢化による後継者不足により営農意欲が衰退し、耕作放棄が懸念されておりましたが、当事業の実施により「営農意欲」と「農地を守る」という意識が高まりました。今後、これを持続させるには農業経営の効率化と担い手の確保を図っていく必要があります。前回の概要説明で「整備に伴った担い手体制となっているのか」とのご質問もいただきました。これにつきましては、当地域に担い手となる集落営農組織が11組織できております。県といたしましては、今後、これら組織を支援するとともに、新たな集落営農組織の立ち上げを推進していきたいと考えております。

農地や農業用施設の保全につきましては、農地のあぜ草刈や道路や用排水路の維持管理を農家のみで実施することが困難な状況になってきています。このため、農地や農業用施設は地域の共通資源として、非農家も含めた地域全体で管理に取り組むことが必要となっております。こうした中、前回の前地区のときと一緒になんですが、平成19年度に農地・水・環境保全向上対策事業が制度化され、維持管理や環境美化活動に対して財政的支援が行われるようになりました。現在、当地区におきましては、21の組織が結成されまして活動しております。今後とも本事業を推進して、地域の活動を支援していきたいというふうに考えてます。

現在、活性化施設には多くの方が訪れております。ところが、中身と言いますか、変化が無ければ魅力も減少してしまいます。従いまして、現在の活況を持続、向上させるためには、新たな魅力の開発と地域のリーダーの確保や育成が必要でございます。今後の中山間地域における事業の実施については、こうした認識を踏まえ、地域の人とともに効率的で効果的な事業を行っていききたいと考えております。

以上でご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。ただ今、ご説明いただいた件につきまして、委員の方、何かご質問ございませんでしょうか。

委員、お願いします。

(委員)

1つご質問したいんですけれども、36ページのアンケートの部分で、自然環境、景観への影響の中で、先ほどの不法投棄の話もあったので、ちょっとお聞きしたいんですけれども、この景観の中で、ゴミが捨てられなくなったという部分がありますよね。これはきっと整備されたので、ゴミを捨てにくくさせているんだろうなというのは想像できる、アンケートの中からこれが出てきたということは、そういうことを考えると、先ほどの道のことといい、林道のことといい、道だけやってしまって、周りの土地を持ってる人たちが山をほったらかしとか、土地をほったらかしにしてしまって草ぼうぼう生えた状態だと、やっぱりゴミ捨てられてしまうのかなということもちょっと考えたりして、やはりどこかだけを整備してっていうんじゃなくて、やっぱり住民たちも協力していかないと、こういういい結果が出てこないのかなと思うと、これとても多気の話はいい結果が出てるのかなと思うと、すごく頼もしい感じがしました。また、これをぜひ周りというか、他のそういったところに活かしたらいいなと思います。こういう事例が出ているのであれば、これを活かした応用編みたいなものが出てくるといいなと思いました。

(委員)

すごいなと思いました。もう大分前に私ここへ行かせてもらたったときに、平日だったこともあって、ここってほんまに採算合ってるんやろかなというぐらいの人数でした。でもこの結果を見て、すばらしいなって。やっぱりこういう効果はあったんだなって。だって、この後継者とか跡継ぎがいる。自分たちができる。全て委託してもできている。一部委託でもしているということは、放棄地が少ないということですよ。だからやっぱりこういう整備は本当に大事だなってつくづく思いました。環境問題も。

一つだけ解せないのが、何で魚が減少したんかなって。川がきれいになって何で魚が減少したんかなってというのは、そういう用水路の関係で川に卵が生みにくくなったとか、そんなんかな。これだけが残念であって、こういう「おばあちゃんの店」と、その「まごの店」という効果がものすごく大きかったんじゃないかなと思う。以前、私が行ったときは、ここは無かったんです。こんな入ったとこで、どうしてお客さんが来るんだろうと思ったけど、「元丈の館」に行ったときに、なんと素朴なすばらしい、なんか落ち着ける場所だなと思った印象があって、でも、お客さんは少ないなという印象があったんですが、この結果がもうこのままであれば、本当にこういう事業って、これからもやっていかなくては、農業が栄えないなって。後継者にもがんばってもらうためには、こういう事業はぜひ必要だなって思いましたので、今後ともよろしくお願いします。

(委員長)

委員、お願いします。

(委員)

なんか反論するみたいで変ですが、確かにコンクリートで固めるということが、今、見直されてきてませんか。こんなふうにならば何でもコンクリート崇拝主義で来たのはあかんというので、確かに掃除をするのは簡単でええか分からへんけど、魚の減少しているということをもっと誇大に考えないと。自然破壊の最たるものやと私は思って、こんなコンクリート、何って。今、ドイツではみんなそういうのを壊して、元の排水路にしよう、人間に優しい、自然にやさしいのにしようと言っているときに、コンクリート最前線っていうのを、もう少し、また、そこに盛土をして、そして草を生やしていかにもっていうのを、上のほうはそうしてるんやということもありますよね。なんかどこかでありましたよね。ありませんでしたか。全部川のときにありましたよね。川をコンクリートで固めるんじゃなくて、下はコンクリートやけど、上のところは土で盛土して草を植えてどうのこうのというのもあったと思うんで。こうやって書いてみて、確かにこっちから聞いてると、すごい事業したんやと思ってるけど、思えば思えるんやろけど、私が農業してえへんからほんなこと言うんやて言われや、それまでやけど。こんなにごまかされたらあかんぞって、私は思う。で、「おばあちゃんの店」っていうのは、あくまでも付け足しと言えば付け足しですやろ。言ったら、こっちが主と違うん。こっちの工事をしたことが主じゃなくて、「おばあちゃんの店」とこれを作るために、こっちはごまかして内緒でこれをつくってしもたわけじゃないやろ、違うん。そやから、いかにもこうやって聞いてると、「おばあちゃんの店」と元丈と何やらが良かって、これ大成功やっていうふうに私は考えたらあかんと思うんさ。もう少しこっちの前の事業というものを重点的に考えやんと、こんなにごまかされるん違うでって、私は聞きながらそう思ってたので、ぜひコンクリートで固めることが一番最善っていうのを、もういっぺん考えてほしいなと思いました。

(農山漁村室)

1点目から、コンクリートのことなんですけども、この事業というのが平成7年から始まって、平成12年で終わるとなるような事業で、その当時っていうたら、まだ意識の低かった時代なんです。それで大体生物云々で、意識の高い方もおみえになりましたけども、大体自分らがそういうこと考え出したのが、平成10年ぐらいからなんです。土地改良法というのが改正されて、環境にも十分配慮しなさいよというようなことがあって、それ以降は、ある程度、コンクリートだけじゃなしに、地元の農家の方とそれをまた話し合いながら、ちょっと大変やけどもこうして、お孫さんとかっていうふうな、段々農業でもなってきました。それで、そういう施設をつくったんやったら、農家の方だけに大変な泥上げさせるんやなしに、そういうことがあるもんで非農家の方も入ってもらってっていうような事業っていうのは、先ほど言わせてもらった農地・水・環境っていうような事業も施策として打っています。それで今は僕らも今言っていたことを注意して、魚も多くなったわって言えるような方法で整備を進めて今はいこうとしています。

それともう1つ。この事業はどのような事業かということ、中山間地域総合整備事業という事業なんです。そやで単発で「おばあちゃんの店」をつくるんやとか、単発で道路をつくるんやなしに、中山間の場合は、作物を作ると、それをどこで売るんやとか、またやっぱり来てもらって、その土地におる人がみんなが来てくれるので、ええ物作ろう

かなとか、そういうふうに中山間の地域は農業の基盤をしながら、生産基盤という基盤をしながら環境の整備、農村に住みやすいように集落道の整備をしたり、そういう総合的な整備の一環で、どれがメイン、これがメインていうのではないんです。確かにお金のかけ方はあるけども、そやで売り場所が無かったり、そういうこと無いとやっぱり耕作放棄地というのは増えてくというようなことであるもんで、こういうふうな総合的な整備という事業をはだてて、ここでやらせてもろたということなんです。ごまかしなんかしてません。

(委員長)

私のほうから。委員が今言われたことは、私も同じことを聞いてて思たんですけど。最初、ぼーっと聞いてたって、委員長がポーッと聞いてたらあかんんですけど。これ何の事業かよう分からへんで、おばあちゃんの事業なのかなと一瞬思ったぐらいなんです。よくよく7ページをよう見てみると、要するに店3軒ていうのは、活性化施設3箇所ってものの、要するに事業費ベースで言えば3,870分の267のと、8%ぐらいの事業で、プレゼンテーションの仕方と、それからもう1つは評価の仕方と、そこら辺り、一番成功したところを前面に出されるのは非常にいいんだけど。さっきの農道の話と同じなんですけど、実はこれは何のためにされたかという、やはり瀕死の農業を立て直すというのが主目的であって、それから考えると、また、このアンケートにありますけれど、決して私はそのアンケートがすばらしいと言うてるわけじゃないんだけど、アンケートで31ページに農業生産基盤整備の効果として耕作を続けられるようになったと。それから維持管理が楽になったと。このあたりが非常にこの評価としては本当にこの結果なのか非常に、これがええ結果なんだなというふうに思うわけです。ですから、そのあたりのところ、やっぱり、別にプレゼンテーションの仕方をここで云々するわけではないんだけど、やはり委員が言われるように、3軒の店も大事だけでも、やってらっしゃる方は本質知ってて、恐らく見栄えのええところを見せられるのがやっぱり評価の仕方だろうから、それはいいんですけども、ここらあたりを注目すべきかなという気がします。要は、話が全部一緒になりますけど、何の事業をやったら、瀕死の農業が救えるかという観点から全て農水商工部ていうところは動いてるもんだと私は信じてるんで。それを考えたときに、どう評価をすれば、それが一番明らかになるのかというようなことを考えていかなあかんのかなというふうに思ってます。とりあえず今、感想ですけど、それぐらいにしときます。

(農山漁村室長)

ありがとうございます。この事業、中山間地域の総合整備事業ということで、先ほど、総合整備やというふうなことでお話したんですが、やっぱり県内でも、もう7割ぐらいが中山間地域でして、地域としましては。面積的にも中山間の農地というのはかなりありまして、ですけども、高齢化とか、そういうふうな後継者問題とかいうことで、大変農業そのものが、もう採算的にも合いませんし、大変厳しい状況で。まして集落になってきますと、集落機能そのものが維持できないというふうな状況がございまして、まずはやはり委員のおっしゃるように、やっぱり生産活動というふうなものを主に置いて、生産基盤も進めるんですが、やっぱり米がこんだけ安くなったり、農産物の輸入とか色んな社会情勢

で、農業だけではやっていけない。で、外へ働きに行ったりしますし、そういう担い手とか集落営農とか進むと、また、その維持管理も誰がやっていくんだというふうなことで、大変そういうふうな農地を守るということ自体が厳しいような状況になってきてます。

それで、こういう総合整備をして、そういう施設なんかも設けまして、まず一つは都市との交流をして、地域へ残った高齢の方が市場へ規格品であるような野菜とか、そういうような物をなかなか作れずに今まで放棄してきたような物を、「おばあちゃんの店」とか、そういう「元丈の館」なんかで、少しでも安く売って、少しでも生きがいといいますか、多少の収入でもなるというふうなことで、地域で残っているこういう高齢の方々が、それにも生きがいを感じますし、それから地域づくりとして、そういう維持管理ですね。なんべんも申しあげましたけど、そういう農地・水・環境保全向上対策なんかで美化運動とか、用水路なんかの維持管理をみんなが取り組んでいただいた場合ですね、都市住民も含めて、国も県も市町も支援しましょうというふうなことで取り組みが進んでまして。

勢和村で言いますと、勢和村は殆どそういう取り組みをしていただいております。そういったことで、やっぱりさっきゴミの話も出ましたけども、地域全体でそういうふうな取り組みをされますと、やっぱり地域の環境に対する考え方も色々向上してきますし、それから、勢和村の場合は、今回のこの事業では実施しませんでしたけど、やっぱり県の単独事業で「まめや」という、丹生大師さんの前に農家レストランということで、地元が大豆を転作で作っておりますので、それを主にした食材を提供します。そこも大変な人気で、11時から開店なんですけど、その前から結構並ばれたりと言いますか、待っておられて、大変繁盛してます。そこは農繁期とか盆とかいったときには、もう反対に休まれると。それは農業せんらんでというふうなことで、やっぱり色々な取り組みは、こういうふうな事業をして道路とか用水路とかみんな整備されて、そういう営農面にかかるものも軽減されてというようなことで、地域でそういう活動がされるというふうなのが、中山間の地域では私らの目標としている今の現状でございます。

(委員長)

先に委員から。

(委員)

今の室長のお話を聞いて、質問ではないんですけど、感想というか、先ほど委員がごまかされたらあかんというコンクリートのお話も聞いたんですけど。私は全く別の観点から、この地域、かなりなかなか人が来ない地域で、こういう循環型のものが、そういう国の予算ですか、県の予算ですか、使ったことが非常に良いと思うんです。というのは、ここに「おばあちゃんの店」があって、お年寄り、今、これからどんどん私たち自身が高齢化になっていくんですけど、みんなお年寄りになって社会性がなくなってくると、動かなくなってお家でテレビ見てて、お身体弱られて、デイサービスセンターとか通所リハビリテーション、病院に通う、そういうところに通われる目的の一つに、社会性を保つていうのがあるんですよね。人と会わないから、テレビを相手にしていても一方通行。わざわざデイサービスセンター、通所リハビリ、そういう施設へ行って、本当に介護保険料が足りないとか言ってる中で、そのお金を使ってそういう施設へ行って人と交わって、なるべく

介護が必要でない状態を保とうとしている。

そういう中で、この地域で一つこういう循環ができたということは、多分おばあちゃんも、おじいちゃんもいらっしゃるんでしょうけど、ご自身の作られた作物を売る。作られずとも売るということで、自分の役割があるという意味でね、毎日そこへ行かれるというところで、非常に社会性を保ちながらお元気でおられるのじゃないかということ、とてもいいことだと思ったのと、それから福祉施設、お年寄りの施設なんか、やっぱり幼稚園の子が来るとか、高校生が来てくれるというのは、ボランティアで来てくれる、ものすごく嬉しいわけですね。そういう触れ合いがないというところで、このレストランで高校生が、この作物を使って作られて、またお客さんがみえるという、なんか県の長寿社会課かどっかに言うて上げたら喜ぶ話かしらと、実は。そして自分たち自身が収入を得られるという非常にいい形なんじゃないのかなと、そういう意味では総合的にいいのではないかなと、そのように思いました。

それでこれ、テレビか何かで見たと思うんですけど、高校生、これ何か生活科か何か、なんでしたっけ。ちょっと教えてください。どこの高校でどんな。

(農山漁村室長)

県立の相可高校の食物調理科の生徒でやっています。

(委員)

毎日、レストランをされて、週末だけ。

(農山漁村室長)

土日だけだったと思います。

(委員)

すごい人気なんですよ。だから、すみません、魚がいなくなった、本当それもいけないとは思いますが、こういう循環ができるというの、とてもいいなとは思っています。すみません、意見というか、感想です。

(委員長)

委員。

(委員)

委員にちょっと聞いてもらおかなと思て、別に反論とかそんなんと違って。私もさっき最初に言わせてもうたように、魚が減少したというのはちょっと悲しいなと思ったんですけど。耕作放棄地がなくなるということは、自然の生態系が守られてることやから、自然に住んでいる虫や鳥たちが生息しやすくなる。でも、放棄地が多くなると、鳥獣害が多くなったり、害虫も多くなる。ていうことに関したら、ちょっとでも耕作放棄地が無くなって、そういう田畑が潤えば、みんな私たちの環境にはいいと思うんです。

それと、「おばあちゃんのお店」ですか、今本当に食の安全が問われているときですし、

若い方は今、旬ということを知らない。年中、どんな野菜でもある時代ですから。だからせっかくそんなお店があるから、今の旬はていうような、もうきつとなさってるでしょうが、旬の大切さとか、そういうことも大々的に宣伝してもらったら、もっと若い子が旬というものに対して興味持ってくれると思うし、旬によって身体が維持されてる野菜がありますので、そういうこともまた指導のほうに入れてもらったら、旬の大切さを訴えていただけのもの、また商工部の仕事かなとも思います。私たちの仕事でもありますし。

(委員長)

委員、どうぞ。

(委員)

私はな、あかんとかええとか言うてるんは違うんさ。今、発表されたのに、こっちの「おばあちゃんの店」ばかりを重点的に私たちは頭に入ってくる。それが私は嫌なん。これ公共事業ですやろ。そしたら何でもっと、もう一つ大きなことをしたわけやん。みんな一緒ですもん。中山間ちゅうん。ほんなら、私聞いてて、前のところは道路をきちっとしたら、農家がすごく良かった。皆それしたらよろしいやんて、普通なんでもない、何にも考えてえへん私たちは、そやって考えてしまうんです。道路をきちっとしたら、農家がいっぱいみんなが農家しよう、農家しようてなつたて聞くと、はっ、道路をすると農家が増えるんかと思う。中山間何やらして道を全部コンクリートで固めて、そして「おばあちゃんの店」をみんなのところに作ったら、みんなが流行るんやったら、ああ、農家が全部バクバクしてみんなが農家になんのやったら、やったらよろしいやん。

でも、考えてみてください。全部のところに「おばあちゃんの店」ができて、全部のところが潤って、全部のところがって、できるわけないやろ。これ一番初めやった事業やでうまいこと行ったんか分からへんやん。な。そやから私はこの中山間の今のこの発表が、こっちのほうに片寄ったらあかんでという意味で言ったのと、それから、今、そやってきれいにしたでって言うのは、分からんでもないんやけど、それによって水はパッと流れますやろ。しゅんでしゅんでみんなのこの潤いをいくということも私は考えて欲しいなと思う。下にある人たちはそのコンクリートによって、流したときに私のこの町でも一緒なんやけど、コンクリートでそこをしたために、みんな水が一気に下へ下へ流れて、下の水害を確かに引き起こしているとは考えられないんかなって、ずっとなんか悶々としてたんで、こういう発表をされたときに、せっかく事後評価ということに関してやったら、全般をパッと見渡して、ここにも重点、こっちにも重点という発表が欲しいなと思っただけ。

以上。

(委員長)

委員。

(委員)

先ほど、整備のコンクリートのところの話が出てましたけれども、コンクリートの部分ていうのは私もあまり好きじゃなくて。実は、実家が兼業農家をしてるので、田んぼをや



ってるんですね。手伝ってるんです。この10ページの写真で見ただけだと分かるんですけども。整備前と整備後なんですけど、私は整備前のほうがすごくやりやすいと思うんです。道に幅の広さは整備後のほうがいいんですけど、車が行き交うぐらいのところがいいんですけども。整備前のところは、ここで私たち、田んぼとかした後に、必ず足、地下足袋なんか泥だらけになるので、泥のまま家には帰らないです。ここの側溝で足洗いますよね。そのときに私、こないだもはっと気がついたんですけども、こういう整備後のところで洗ってたんですけど、いつも泥を洗うときに手で洗うんじゃないくて、そこら辺にある草をむしり取って、その草でガアッて泥を落とすんですよ。でも整備後のところって、草が短い草しか無くて、あっ、洗う物が無いって思って、そういえば昔、そこら中に長い草が生えてて、それで洗ったよなって思うと、本当にこういう感じの状況のほうがよくなって、あと、やっぱり機械とかの積み下ろししていると、泥がポトポト落ちるんですよ。そうすると、このコンクリートの部分だと、泥落ちたらそのまんまで、すごく汚い道になってしまうんです。農繁期になると。でも、この土の面だったら、落ちてても別にそんなに気にならないんですよ。で、こないだ落とした泥がまだこのまま置いてあるわってというような、気になってちょっと掃除してかなくちゃいけないというようなこととかもあったりすると、本当にこれを考えられたときに、まだちょっとそういうところがない環境とか、そういったことが無かった時代だったというのもあるかもしれないですけども、今後、こういう整備されていって、里山じゃないですけども、そういう整備されたからこそ、生態系も良くなっていくということもありますので、コンクリートで固めるというよりは、自然なままで、より使いやすく、というようなものができていくと、大変ありがたいなということを思いました。

(委員長)

これで大体意見は出尽くしたと思いますので、この辺で質疑を一旦終えまして休憩を挟んで、ただ今、審議いたしました件の委員会意見をまとめることにいたしますが、他の委員の方、よろしいでしょうか。

(委員のうなずき有り)

それでは、一旦休憩といたします。それで再開は目標1時間後としたいんですけど、事務局どうでしょうか。4時にしますか。

(公共事業運営室長)

では、一応再開を3時50分ということで、少し遅れるかも分かりませんが、3時50分再開でさせていただきますので、よろしく申し上げます。

(休憩)

(公共事業運営室長)

それでは、時間となりましたので再開させていただきます。

今日、午前中に審議していただきました再評価事業5件、それから昼からの部でございました事後評価2件の、合計7件につきまして意見書のほう、委員長、よろしくお願いい

たします。

(委員長)

意見書案を検討いたしまして、結果がまとまりましたので、今から読み上げます。

## 意見書

三重県公共事業評価審査委員会

### 1 経過

平成20年7月23日に開催した平成20年度第1回三重県公共事業評価震災委員会において、県より河川事業5箇所の再評価および農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業1箇所、中山間地域総合整備事業1箇所の事後評価の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、同年11月6日に開催した第5回委員会において、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

### 2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

#### (1) 河川事業 [ 県事業 ] 【再評価対象事業】

14番 二級河川志原川 広域基幹河川改修事業

17番 二級河川大堀川 総合流域防災事業

18番 一級河川外城田川 総合流域防災事業

19番 二級河川桧尻川 総合流域防災事業

20番 一級河川椋川 総合流域防災事業

14番については、昭和52年度に事業着手し平成10年度と平成15年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して3回目の再評価を行った継続中の事業である。

17番については、昭和56年度に事業着手し平成10年度と平成15年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して3回目の再評価を行った継続中の事業である。

18番については、昭和58年度に事業着手し平成10年度と平成15年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して3回目の再評価を行った継続中の事業である。

19番については、平成6年度に事業着手し平成15年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して2回目の再評価を行った継続中の事業である。

20番については、平成11年度に事業着手しその後おおむね10年を経過して再評価を行った継続中の事業である。

今回、審査を行った結果、14番、17番、18番、19番、20番について、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

ただし、14番については、事業期間が長期に及ぶため、事業効果の早期発現を図り、周辺住民の安全・安心の確保につなげられたい。

(2) 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 [ 県事業 ] 【事後評価対象事業】

504番 津北部地区

504番については、昭和62年度に事業着手し平成14年度に完了した事業である。審査を行った結果、課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。

(3) 中山間地域総合整備事業 [ 県事業 ] 【事後評価対象事業】

505番 多気中部地区

505番については、平成7年度に事業着手し平成14年度に完了した事業である。審査を行った結果、課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。

(4) 総括意見

- 一、河川事業において、事業効果の永続的な発現には維持管理が重要と考える。従って維持管理の担い手となりうる住民の参画をより一層推進し、適切な維持管理に努められたい。
- 一、河川事業において、一層のコスト縮減努力を期待するとともに、次回再評価においては、具体的な成果を示されたい。
- 一、農業農村整備事業においては、自然環境に配慮しつつ、農業の持続的な維持発展につなげられたい。
- 一、事後評価を行うにあたっては、肯定的な結果の追認にとどまらず、否定的な側面についての考察により課題点を洗い出し、類似事業に反映できるようにされたい。

以上です。

これで、今、読み上げましたのが意見書案ですがけれども、委員の皆さん、これでよろしいでしょうか。

(委員のうなずき有り)

では、意見書とさせていただきます。

事務局、これで次行ってよろしいわけですね。

続きまして、議事次第5番目の再評価・事後評価対象事業の事業概要説明ですが、事務局から説明をお願いいたします。

(公共事業運営室長)

それでは事業概要説明につきまして、事務局より説明させていただきます。その間に説明者のほう、入れ替わりさせていただきます。

(事務局)

それでは説明いたします。お手元の赤いインデックスの資料 10、その中の青いインデックスが付いております資料をもちまして、次回、審議を行っていただく事業について、その事業概要を説明いたしますので、委員の皆様におかれましては、次回の審議の際に説明して欲しい点など、次回の説明に繋がるご意見をお願いしたいと思っております。

なお、本日は、再評価対象事業であります森林整備事業、いわゆる林道事業が 3 件と、港湾事業 1 件、また、事後評価対象事業であります海岸事業 2 件、合計 6 件の概要を説明させていただきます。

まず、林道事業でございますが、1 番、3 番、4 番をまとめて説明させていただき、その後、質疑応答をはさみまして、26 番の説明をさせていただきます。

次に、事後評価の概要説明でございますが、海岸事業 507 番、508 番をまとめて説明させていただきます、その後、質疑応答をお願いしたいと思います。

以上でございます。

(公共事業運営室長)

委員長、事業概要説明について、ただ今、ご説明いたしました、これについて何かご質問等ございましたら。

(委員長)

委員の皆さん、ご質問はございませんでしょうか。

特にございませんので、事務局、次を進めてください。

(公共事業運営室長)

それでは、委員長、早速でございますが、事業概要説明のほうに入らせていただきたいと思っております。1 番から 3 番、4 番の林道事業について、続けて説明のほう、よろしく願います。

(森林保全室長)

こんにちは。環境森林部、森林保全室長の西村と申します。よろしく願います。

それでは座って説明させていただきます。

まず、森林整備事業 1 番、県営林道三和片川線でございます。黒色の部分が既設、それから赤い色の部分が計画区間となっております。当該事業は路網の未整備な熊野市、旧紀和町でございますが、ここの南部の広大な森林における基幹となる林道として、森林の適正管理と森林資源の有効活用を図るとともに、布引の滝など、森林の自然を生かした観光資源へのアクセス道路として地域振興を図るために開設いたしております。再評価といたしましては、再評価実施後、5 年が経過したということで、本日、お願いをするわけでご

ざいます。

全体計画と事業の進捗状況でございますが、全体計画といたしましては、昭和49年から平成33年、48年間という長い期間を予定しております。事業費といたしまして76億3,500万円、林道事業には用地買収はございません。森林所有者の土地をお借りしてやっておりますので、全て工事費ということで76億3,500万円を計画しております。負担の割合でございますが、国が50%、県が50%を出して行っております。事業量でございますが、全体計画では道路延長32,260m、内、橋梁を8橋計画しております。続きまして残事業でございます。残事業といたしましては、平成20年から平成33年、14年間で、事業費といたしましては26億2,800万円、先ほども言いましたが、用地費がございませんので、26億2,800万円全て工事費でございます。負担率は国50%、県50%といたしまして、あと、残り道路延長10,430mを残しております。進捗といたしましては、事業期間71%、事業費は64%、延長にいたしますと、書いてございませませんが、68%の進捗となっております。

続きまして、事業箇所周辺の状況でございます。周辺には簡易水道（西部）が1つ、それから熊野市紀和総合支所、上川支所、それから入鹿中学校、入鹿小学校、大峰生活環境保全林などがあります。周辺の環境でございますが、この地域、ほぼ全域が森林でございまして、約3分の2がスギ、ヒノキの人工林、3分の1がシイ、カシ等の常緑広葉樹を主体とする天然性林となっております。それから先ほども最初のほうで申し上げましたが、布引の滝という滝がございまして、これは「日本の滝百選」にも選ばれてございまして、ここへのアクセスというのも一つ大きな要素となっております。

前回、平成15年に事業継続の承認をいただいたときに、

一、生活道路として共有する林道の幅員を変更する際、車両などの安全な通行に配慮されたい。

一、林道事業が森林の公益的機能をさらに一層発現し、また、木材生産がより活発になり、林業振興に直接寄与する取り組みを総合行政として具体的に検討されたい。

との意見をいただいております。

続きまして、森林整備事業3番でございます。県営林道三峰局ヶ岳線でございます。この林道は、高見山地の南斜面に広がる広大な森林の上部を横断する基幹林道として、森林整備の促進を図るとともに、下方の既設路網をネットワーク化して、森林施業の効率化を図る目的でつくっております。併せて、国道166号の災害時の迂回路や、森林リクリエーションのアクセス路としても期待をされている林道でございます。この事業も再評価実施後、5年が経過して、今回、再評価をお願いしている事業でございます。

全体計画でございますが、平成5年から平成27年の23年間を予定しております。事業費といたしましては46億1,500万円、これも用地費はゼロでございます。負担率は国50%、県50%。延長といたしましては20,700m。橋梁工4橋を全体計画としております。残事業でございますが、平成20年から平成27年の8年間、事業費で6億4,500万円、負担率国50%、県50%で計画しております。残りは後、4,008mとなっております。進捗でございますが、事業期間65%でございますが、事業費は86%、ちなみに延長でございますが、81%の進捗となっております。

周辺の施設でございますが、西部、田引、赤桶の簡易水道が3つございます。この林

道の下に簡易水道が3つ。それから荒滝、木地木屋の小規模水道が2つ、この山を水源としております。それから林業用の松阪飯南森林組合の共販所が1つ、この林道の地域にございます。

続きまして、周辺的环境でございますが、高見山地の南斜面に位置しまして、ほぼ全域が森林でございます。約4分の3がスギ、ヒノキの人工林、4分の1は上部ではブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹、下部がカシ類等の常緑広葉樹と、コナラ、ヤマザクラ等の落葉広葉樹が混交した天然性林となっております。林道沿いに中央構造線という断層が走っておりまして、その周辺近く、一番左の端のほうにございますが、ここに中央構造線の露頭が見られております。

この事業も事業継続の承認を平成15年にいただいております、そのときに一、生活道路として共用する林道の幅員を変更する際、車両などの安全な通行に配慮されたい。

一、林道事業が森林の公益的機能をさらに一層発現し、また、木材生産がより活発になり、林業振興に直接寄与する取り組みを総合行政として具体的に検討されたい。という意見をいただいております。

続きまして、森林整備事業4番、県営林道木屋村山線でございます。この林道は起点側が大紀町になります。スギ、ヒノキの人工林の適正管理と、森林資源の有効活用を図るとともに、終点側のほうが南伊勢町になっておりますが、南伊勢町側では、嘗て薪炭林として利用されましたが、放置されてしまして過密となったため、公益的機能が低下した天然性林等を適正に管理することにより、南伊勢町山地区の水源林としての機能向上を図る目的で、この林道は開設しております。再評価の理由といたしましては、事業採択後、5年を経過した時点でこの再評価を受けさせていただくということでご提案させていただきます。

全体計画でございますが、平成15年から平成29年の15年間を予定しております。事業費といたしましては16億6,500万円、林道ですので用地費はございません。負担率は国50%、県50%でございます。全体の延長は10,086m、橋梁工1基を計画しております。残事業計画でございますが、平成20年から平成29年の10年間、事業費で9億3,700万円、負担率はやはり国50%、県50%でございます。残りの道路の延長は5,963m、橋梁工1基を残しております。事業進捗でございますが、計画期間といたしましては33%、事業費では44%の進捗となっており、延長では41%でき上がっているところでございます。

周辺の施設でございますが、最初のほうでも説明いたしました南伊勢町村山地区に村山と神前浦というところがございまして、その簡易水道がございまして、それから村山の農業用水の取水地が1箇所、それから林道の起点側に石灰石の鉱山が1つございます。周辺的环境でございますが、宮川流域の大紀町、それから熊野灘に面した南伊勢町を隔てる山脈の両側にまたがり、温暖で降水量が多い地域でございます。大紀町側ではスギ、ヒノキの人工林が多く、南伊勢町側はシイ、カシ、クスノキ等の常緑広葉樹が多く見られます。また、先ほども申し上げましたが、付近には石灰石の鉱山、これは南伊勢町の重要な産業の一つなんです、石灰石の鉱山がございまして。

今回、これは始めて再評価をお願いするものでございます。  
以上でございます。よろしくお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。ただ今、説明をしていただきました3事業について、委員の皆さん、次回の審議に向けて何かご意見、ご要望など、ございませんでしょうか。委員。

(委員)

3本共通で国有林と私有林、それから受益者というんですか、何戸、そこら辺のところをお願いしたいと思います。

(委員長)

委員。

(委員)

先ほどの答申のことを聞いていただいていたので、分かっていたかと思いますが、再評価でしたよね、この3件は。ですので、事後のことは、先ほどのこともあって、問題点というか、課題を前面にぜひ出してきていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。多分、林道なので、きっとさっきからも出ているような道行くところの不法投棄とかなんかもきっとあるでしょうし、そういうようなこととか、それに対して何か対策されているかですとか、色んなことがあると思いますので、よかったですところを上げていただいております。

(委員長)

委員。

(委員)

全然山のこと、分からないんですけどね、なんか自然がすごくいいなて。ブナ、ミズナラ、コナラ、ヤマザクラ、こういうのが周辺の環境の中にあるんですか。林道できちんと排ガスの体制で、こういうのであまり関係ないのか、ちょっとそういうことも教えていただけたらと思います。

(委員長)

簡単によろしくお願いします。

(森林保全室長)

簡単にそれだけご説明させていただきます。今、工事用の機械というのは排ガス対策をきちんと施した機械を使うようになっておりまして、定期的にはきちんと排ガス対策になっているのかどうかとか、そういうのを確認をして排ガス対策に配慮はしております。林道

でございますので、まだ今のところは開通していないもんですから、もう後数年で開通すると布引の滝までは行けるんですけど、そんなにバンバン通るような道ではございません。

(委員)

だから環境対策的にも考えてる事業なんですね。はい、分かりました。

(委員)

続けて、すみません。布引の滝なんですけど、私、確かここ行ったことがあるような記憶があるんですけども、いわゆる観光客というか、これを見に来られる方たちがいらっしゃるといっているのであれば、その人たちが一体、まだ道、そこまでは行けるようになっているということなので、そこへどれぐらいの人たちが行っているのかで計れるのかどうか分からないんですけど、そういうデータなんかがあったらいいのと、実際今、駐車場てこっでそんなんありましたっけ。そんなに。

(森林保全室長)

上に、ちょっとここにも書かせていただいたんですけど、生活環境保全林という、付近に公園ではないんですけど、公園みたいなものを整備しておってですね、そこに駐車場と、それから来た人が誰が来たって書くようなノートがあったと思いますんで、またその辺、きちんとご説明させていただきます。

(委員)

それはもしかすると、そのノートの中に来るまでの道のこととかもなんか書いてあるかもしれないんで、そういうのあったらピックアップしていただけたらと思います。

(森林保全室長)

分かりました。

(委員長)

では、続けて 26 番の事業概要説明をお願いいたします。

(公共事業運営室長)

それでは、説明者替わりますので、しばらくお待ちください。

(港湾・海岸室長)

港湾・海岸室の世古口です。よろしく願いいたします。座らせていただいて説明させていただきます。

続けてというお話でございます、私ども港湾・海岸室で再評価 1 件、事後評価 2 件でございます。まず、港湾事業の再評価を説明させていただきます、その後、2 件の海岸事業をそれぞれ地域機関の室長から説明させていただきます。まず、港湾事業の鳥羽港のほうから説明させていただきます。



(志摩建設事務所 鳥羽地域プロジェクト推進室長)

志摩建設事務所鳥羽地域プロジェクト推進室、室長の北山と申します。よろしくお願いいたします。

それでは座って説明させていただきます。

11月20日にご審議いただく鳥羽港佐田浜地区港湾改修事業の事業概要について事前説明させていただきます。初めに事業目的および内容について説明させていただきます。スライドをご覧ください。事業箇所は伊勢湾港、志摩半島北部の鳥羽市に位置し、鳥羽駅に近い、通称佐田浜地区と呼ばれている箇所です。この事業は鳥羽マリンタウン21計画に基づき、港背後の街づくりと一体化した親水空間等を整備し、賑わいのある鳥羽市の海の玄関口を形成することを目的としており、船舶の輻湊や旅客設備の老朽化に対応するために整備を進めています。

次に、事業の全体計画について説明させていただきます。本事業は防波堤310m、浮き桟橋7基、臨港道路200m、港湾緑地7,317m<sup>2</sup>、旅客ターミナル1棟を計画しております。

次に、事業進捗状況について説明させていただきます。平成6年度に事業着手し、平成19年度までに防波堤290m、港湾緑地7,317m<sup>2</sup>の整備が済んでいます。・・・(テープ交換)・・・平成21年度に浮き桟橋2基、臨港道路200m、旅客ターミナル1棟の整備を行い、事業完了予定であります。

再評価の理由といたしましては、平成15年に受けておりました一定期間が経過しているということで、今回、お願いしています。また、そのときの意見書といたしましては、事業計画等の住民への周知を図ること。および住民参画を計ること。もう1点、計画事業実施におけるコスト縮減を計ること。この2点の意見をいただいております。

以上で概要説明を終わらせていただきます。次回のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(志摩建設事務所 事業推進室長)

失礼いたします。志摩建設事務所事業推進室の小西です。どうぞよろしくお願いいたします。

座らせてもらって説明に入らせていただきます。

次回の委員会で審議いただきます海岸事業507番、片田地区海岸の概要の説明を今からさせていただきます。よろしくお願いいたします。

画面にありますのが、三重県の全体図とその部分のアップでございます。ちょうど現場は志摩半島の付け根でございます。そして南側に熊野灘、東側が太平洋というようなところでございます。その中で拡大図のほう、見ていただきたいと思います。のところが事業区域で、その両側が岩礁になっております。岩礁に阻まれた3.2kmの砂利浜海岸、ちょうど弓状に反っておりますが、その保全ということで事業を実施しました。

ちょうどこの図面でいきますと、上が熊野灘になって、逆向きで誠に恐縮でございますが、これが長期計画における全体の計画図でございます。その中で、黄色いところを除いて、その横のところに、2つ四角いのがございます。それから小さいのが4つ。そして一番右側に2つございますけども、左側の2つと小さい4つ、これを昭和49年に全体計画を作成いたしました、手持ち資料のほうで配らせてもらっております19億7,500万円という

ことで、これは平成 10 年度の再評価を受けたときの全体計画でございますけども、一応その部分を計画しまして進めてきたわけでございます。延長 520m、そして離岸堤、そこ図面では小さいブツブツとなっておりますが、それが離岸堤 4 基。そして四角いの、人工リーフ 2 基ということで工事を進めさせていただきました。

その中で、平成 13 年に台風によりまして、いわゆる熊野灘からの襲来、越波等色々波がございまして、ちょっと事業目的前後しまして、言うのが漏れておりまして申し訳ございませんでしたけども、熊野灘から来る堤防を越える越波とか、台風時の高波、波浪、そして荒天時、荒れた天気のときの波が堤防を越えるということで、下のぶつぶつの黒いところが人家でございます。それを守るというのがこの事業で、異常気象時の高潮、波浪等から海岸背後地の住民の生命、財産を守るためというのが事業目的でございます。前後しまして申し訳ございません。それで昭和 49 年度から離岸堤、人工リーフと施工してきましたが、平成 13 年度に災害を受けまして、そのときも、海岸線沿いに走っている国道 260 号が、半分陥没、堤防をやられまして、被災を受けまして通行止めという処置をさせてもらっております。

その後、事業実施の全体といたしましては、長期計画に基づいて左側からずっとスタートして、そして右へさらに 2 つ延ばさせてもらって、トータルといたしまして事業費は 22 億 1,600 万円。そして延長的は 720m、今のスライドのとおりでございますけども、それで離岸堤が 4 基、大きい四角いやつ、人工リーフというんですが、それを 4 基施工させてもらっという状況です。

次の写真お願いします。これが航空写真でございます。また、これ一番上が北ですもんで、先ほどの図をちょっとひっくり返して見ていただけたらと思います。それで海岸沿いに走るとる黄色いの、ちょっと画面が薄くって申し訳ございませんけども、それが国道 260 号、今させてもらっというのが国道 260 号のバイパスでございます。その下、海岸沿いに現在、使用しております国道 260 号というのが走っております。上の国道 260 号はまだ工事中で一部分供用で、完全に開通してないという状況ですが、その国道 260 号の背後地に人家、そして、これではちょっと分かりにくいですが、中学校、小学校、志摩市の連絡所というのがあって、避難所になっておるといような状況で、周辺にといつか、堤防の裏に人家が密集しとるといような地形でございます。

以上で事業の概要として説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

(尾鷲建設事務所 事業室長)

尾鷲建設事務所の事業室長の萩原でございます。よろしく。座らせて説明させていただきます。

次回の委員会でご審議いただく海岸事業 508 番、海野地区海岸の概要説明をさせていただきます。よろしくお願いします。海野地区海岸は北牟婁郡紀北町の北部に位置しております。通称ふるさと海岸と呼ばれており、海水浴等に利用され、背後の住民をはじめ、周辺地域の人々の憩いの場となっております。

事業の着手理由について説明します。海野地区海岸は、台風等の高波浪時に越波による被害が度々生じておりました。そのため、異常気象時の高潮、波浪等による災害から海岸背後地の生命、財産を守ることを目的とし事業着手しました。

続いて、全体計画と実施について説明します。平成12年度の再評価時点での全体計画では、平成3年度から事業着手し、平成18年度、完了予定で、人工リーフ2基、延長270mの整備を、事業費13億9,000万円で事業を進めてまいりました。これに対して事業完了時点での実績といたしましては、平成3年度から事業着手し、平成15年度に同じく人工リーフ2基、延長270mの整備を、事業費11億7,600万円で事業完成をしております。右側の人工リーフが160m、左側の人工リーフが110mとなっており、台風時等に発生する高波を強制的に減衰させ、越波による浸水被害を防止するため、人工リーフの整備を行いました。

続いて、事業箇所周辺の状況について説明します。当海岸の背後には人家のほか、民宿など、観光施設、災害時の避難所に指定されている「ふるさと自然休養村センター」があり、また、三重県地域防災計画における第一次緊急輸送道路である国道42号や、JR紀勢本線などがございます。

以上で概要説明を終わらせていただきます。

(委員長)

ありがとうございました。では、ただ今、説明のありました3事業について、委員の皆さん、次回の審議に向けて、何かご意見、ご要望など、ございませんでしょうか。

委員。

(委員)

一つ教えてください。人工リーフで何ですか。

(尾鷲建設事務所 事業室長)

人工リーフというのは、マウンドを作ってですね、今回、標準断面持って来ませんでしたが、次回の説明の時には、図面をご提示させていただきます。

(委員)

例えば一つなんか機械みたいなんがあって、ボンと入れるということ。

(志摩建設事務所 事業室長)

海の中へ、いわゆる蒲鉾のように沈めたていうんですか、普段、水面からなんぼ潮が満ち干きしても顔出さん高さに、海の中へ蒲鉾状のようなものを作ってあります。そこへ波が打ち寄せてくると、そこ浅瀬になってますもんで、そこで波が力が弱まるというんか、そういうような状況です。

(委員)

波消しみたいな。

(志摩建設事務所 事業室長)

普通、海岸へ釣りに行ってもらうと、堤防へ出てますわね、波消しの護岸が。あれが海の中に沈んでると解釈してください。

(委員)

分かりました。それはどこで私は作ってるか分からへんけど、例えば東芝で作っているよ、いや、例えば松下電器で作ってるよって、いっぱい日本中に作ってる会社というのはあるんですか。

(尾鷲建設事務所 事業室長)

一応、人口リーフの構造は、

(委員)

そこで作るの。

(尾鷲建設事務所 事業室長)

いえ、現場でつくるんです。材料として捨石がございまして、大きな捨石、

(委員)

現場で作るの。どこかで作ってきて沈めるんと違うん。

(尾鷲建設事務所 事業室長)

それじゃございません。

(委員)

分かりました。

(委員長)

他にありませんでしょうか。

委員。

(委員)

片田地区海岸についてお願いします。この人工リーフできたことによって、国道 260 号のそれ以降の通行止めとか、そういうようなものは無くなったのか。越波量が期待値と現状とはどうなのかというようなところ。

それから片田地区海岸で確か今、護岸工事やってましたね。去年ぐらい。あれとの関係は、これは別途事業ですか。護岸補強か何かやってますね。

(志摩建設事務所 事業推進室長)

はい、別途事業です。

(委員)

別途事業ですか。そこら辺との関連も。

(志摩建設事務所 事業推進室長)

国道 260 号はその後、通行止めはございません。今、工事しとんのは、前へ 40 c m の張りコンクリート、現在の堤防へさせてもらっております。

(委員)

それと、人工リーフの移動はないんですか。海底の中での、きちっと積んだ後、崩れたとかいうようなところの状況もまた教えていただきたいと思います。先ほど、委員も言われてましたけど、完成後の問題点とかを特に詳しく説明のほう、お願いしたいと思います。

(志摩建設事務所 事業推進室長)

はい、わかりました。

(委員)

地元なので聞いとかないといけないと思いますので。まず、鳥羽港のことなんですけれども、このマリンタウンの事業というのは、この周辺だけじゃなくて、この駅前結構周辺全体に関わることでしたよね。結構広い範囲でしたよね。

(志摩建設事務所 鳥羽地域プロジェクト推進室長)

そうですね。

(委員)

今ちょっと資料を見させてもらった中で、臨港道路とその、境目のところの駅のほうにも色付けしてあるんですけど、JR と近鉄の駅のほうにも色付けしてありますよね。青色で。これもここまでかかってくるんですか。

(港湾・海岸室長)

この港湾改修事業では、県としましては港の整備についてのみですね。

(委員)

この色付けてあるのは、何か意味があるんですか。

(港湾・海岸室)

すみません、ちょっと私どもの手違いで、資料のほうの差し替えを委員方のほうにはしてないかも分かりませんが。

(委員)

じゃ、これ色は関係ないんですか。

(港湾・海岸室)

はい、私とこの鳥羽マリンタウンは当然近鉄の駅とか、そういうところまでは事業をやってませんもんで、あくまでも今、見ていただいた海域の部分、マリン部分ということで、タウン部分は鳥羽市が担当しています。

(委員)

そうですね、パールビルとか駅周辺、駅商業地区のあたりにも色が塗ってあるんで、ここも色々いじっていただけるのかなと思たんですが違うんですね。ちょっと期待をしてしまいました。で、平成21年度に棧橋を2つ作られるということなんですが、この棧橋はどこが使うか、もう多分定期船かなんかだと思っんですけども。もう決まってはいるんですか。

(港湾・海岸室)

一応、港の棧橋というのは、当然公共施設ですので、自由使用が原則なんですけれど、ただ、市営定期船であるとか、当然、佐田浜には大型観光船とか、小型観光船であるとか、今現在、利用されている方がみえますので、そういう方を対象に考えてます。

(委員)

まだこの2つをどこかが固定して使うというわけじゃないわけですね。

(港湾・海岸室)

離島の方々が、そういう意味では例えばお産とか、怪我をされたときに緊急的に入っていたり、あと、伊勢湾の中をクルーズされるような方がビジターとして入っていたり、そういうことも考えて今計画をさせてもらってます。

(委員)

じゃ、とりあえずこの平成21年度にこの棧橋ができたとしても、普通の一般の通常の定期船のほうは、今までのところでとりあえず行き来するという状況なんですか。

(港湾・海岸室)

現在準備を進めています。5基の浮棧橋のほうで今、考えさせていただいています。

(委員)

じゃ、これができるまでは、ずっと棧橋はまだこのままなんですね。定期船の棧橋は。

(港湾・海岸室)

そうですね。今、よくご存知かも分かりませんが、鳥羽の港湾センターの前から市営定期船が出てるんですけども、一応新しいターミナルを鳥羽市が作る予定になってます。それに伴って、一応鳥羽の港湾センターの機能を新しいターミナルに移しますので、そのときに供用開始ということになります。

(委員)

分かりました。あと、ターミナルについても、平成 21 年度に作られるので、図面とかも上がってきてると思います。次回のときには、その図面というか、どんなものを予定されているのかというのが出していただけのならば、持って来ていただきたいなと思います。

(港湾・海岸室)

すみません。ちょうど、鳥羽市のほうが、私が今さっき説明させていただいたように計画しとるんですけども、今年 9 月に基本設計をかけたというふうに聞いてますので、11 月 20 日に審議していただくの次回ですけども、ターミナルの絵がお見せできるかどうかというのが、今ここでお約束できるか解らないですが、一度鳥羽市には聞いてみます。これから基本設計をされて、私が聞いているのは、年明けぐらいに、ある程度構想が決まって、それから実施設計に入るとのことです。

(委員)

結構ゆっくりですね。平成 21 年度で。もし図面とかが無理であれば、何が入るのか。例えばどういったものが、待合所とトイレと何々と何々みたいな感じで、どういったものが設備で付けられるのかというようなことが分かれば、それだけでも結構ですので、教えていただければと思います。次回、楽しみにしております。

(委員長)

特に何も無ければ、これで終わりたいと思いますけれども。

では、ここで終わらせていただきまして、次、議事次第 6 番のその他ですけども、事務局、何かありますでしょうか。

(公共事業運営室長)

それでは、事務局のほうから次回の日程につきまして事務連絡をさせていただきます。

(事務局)

次回、第 6 回委員会は、11 月 20 日の木曜日、本日と同じく 9 時から、この建設技術センター鳥居支所で開催させていただきますので、お忙しいことは存じますが、よろしく願いいたしたいと思います。

以上でございます。

(委員長)

それでは、これで本日の議事を終了いたします。

(公共事業運営室長)

それでは、これもちまして平成 20 年度第 5 回三重県公共事業評価委員会を終了させていただきます。

委員の皆様、どうもありがとうございました。関係者の皆様、どうもご苦労様でござい

ました。

( 16 時 35 分閉会 )